

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
平成25年9月10日 全員協議会終了後
富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午前10時06分

出席委員(13名)

委員長	渡辺英博君	副委員長	安藤正純君
1番	堀本典明君	2番	早川恒久君
3番	遠藤一善君	4番	宇佐神幸一君
5番	渡辺光夫君	6番	山本育男君
7番	高野泰君	8番	黒沢英男君
9番	高橋実君	10番	渡辺三男君
11番	三瓶一郎君		

欠席委員(なし)

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
企画課長	横須賀幸一君
参事兼税務課長	阿久津守雄君
健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	伏見克彦君
参事生活環境課長兼	緑川富男君
産業振興課長 (併任)農業委員会事務局長	三瓶保重君
参事復興推進課長	高野善男君
参事兼復旧課長	郡山泰明君
教育総務課長	林志信君
いわき支所長	林修君

参事官兼 大玉出張所長	松本哲朗君
生活支援課長	斎藤真一君
総務課主幹 兼課長補佐	菅野利行君
生活環境課主幹 兼課長補佐	渡辺弘道君
生活環境課原子力 事故対策係長	坂本隆広君

職務のための出席者

議長	塚野芳美
事務局長	佐藤臣克
事務局庶務係長	原田徳仁

説明のため出席したもの

代表執行役副社長 福島復興本社代表 兼福島本部長 兼原子力・立地 本部副本部長	石崎芳行君
福島復興本社 福島本部執行役員 復興推進室室長	林孝之君
福島復興本社 福島本部復興 推進室副室長	武井澄男君
福島復興本社 福島本部復興 推進室副室長	林幹夫君
福島復興本社 福島本部郡山 事務所長	野口栄一君
福島復興本社 福島本部郡山 賠償相談 センター一部 長	中村剛君
福島第一安定化 センター広報部 リスクコミュニケーション ケータイ	岸徹君
福島第一原子力 発電所水処理 設備部長	佐藤隆君

福島第一原子力 発電所放射線・ 環 境 部 課 長	岡 村 知 已 君
福島第一原子力 発電所土木部 土木第二グループ マネージャー	堀 内 友 雅 君
福島第二原子力 発 電 所 所 長	設 楽 親 君
環境省福島環境 再生事務所本部長	高 橋 康 夫 君
環境省福島環境 再生事務所放射能 汚染対策課専門官	若 松 佳 紀 君
環境省福島環境 再生事務所県中 ・県南支所長	黒 沢 純 君
復 廉 興 府 福島復興局次長	高 橋 直 人 君

付議案件

1. 原子力発電所通報連絡処理（平成25年5月・6月・7月分）について
2. 東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について
3. 除染実施区域の除染計画及び仮置場等について
4. その他

開 会 (午前10時06分)

○委員長（渡辺英博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は13名、全員であります。

説明のための出席者は、町長、生活環境課長ほか各課の長の皆さんであります。

職務のための出席者は、議長、議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。本日の委員会は、公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、公開とすることに決しました。

それでは、再開いたします。

本委員会に町長が出席しておりますので、町長よりご挨拶をお願いします。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様、おはようございます。本日の原子力発電所等に関する特別委員会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

現在、福島原子力発電所第一のほうでは、汚染水の問題が非常に危機的な状況となっており、タービン建屋トレーナーからの汚染水漏れ、また貯蔵タンクからの水漏れ等多くのトラブルが発生しております。このような中、国がやっとこの汚染水問題に重い腰を上げましたが、凍土遮水壁工事や浄化設備の増設等に国費を投入することが決定しました。この動きは、これまでの事業者任せで福島第一の廃炉作業を進めてきた国の対応から一歩前進ではありますが、汚染水の対策には技術的な問題や人的問題など多くの課題が山積しておりますので、今すぐ解決できる問題ではありません。当町といたしましても、これまで以上に県及び関係市町村と情報共有を図り、国の責任において廃炉作業が実施されるよう、引き続き厳しく国の動きを注視していきたいと考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の委員会では、5月から7月の発電所からの通報連絡処理についての説明、また東京電力からは、先ほどお話ししました汚染水問題及び発電所の中長期ロードマップの進捗状況等について説明がありますので、議員の皆様には慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、それではよろしくお願い申し上げます。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

1、原子力発電所通報連絡処理（平成25年5月・6月・7月分）についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） おはようございます。付議事件1、原子力発電所通報連絡処

理（平成25年5月・6月・7月分）については、担当係長より説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 係長。

○生活環境課原子力事故対策係長（坂本隆広君） それでは、お配りしております4ページほどの資料になりますが、こちらをごらんください。

それでは、原子力発電所の通報連絡処理につきましてご説明をさせていただきます。まず初めに、2ページ目をお開きください。一番下のほうに福島第一原子力発電所の通報実績のほうが載っております。実績としましては、通報件数が1,246件、うち786件について原子力災害特別措置法の25条の通報分となっております。

それでは、1ページのほうにお戻りいただきましてご説明をさせていただきます。まず、今回福島第一原子力発電所の5月から7月分としまして24件ほど掲載をさせていただいておりますが、先ほど町長のほうからもありましたが、本日東京電力より漏えい問題、タンクからの水漏れ等の説明が後ほどありますので、この中から主なものについて説明をさせていただきます。

まず初めに、1ページのナンバー9についてご説明をさせていただきます。6月16日に多核種除去設備バッチ処理のタンク2Aというものがありますが、こちらのほうから水滴のほうが発見されたという通報になっております。その後の調査で、タンクの溶接部の腐食が原因とわかつておりますが、8月初めより、3系統ありますが、全てを停止しまして点検、補修作業を実施しております。今後の稼働予定としましては、3系統A、B、Cということでそれぞれありますが、再発防止対策を先に終了していますC系統が今月中に運転を再開する予定となっております。

次に、ナンバー12番ですが、6月29日に構内で作業したコンクリートミキサー車が規定を超える汚染が確認されました。数値的には2万2,000cpmということになりますが、除染が必要であったにもかかわらず、除染レーンを通らずに正門を出てしまったという事象になります。この問題につきましては、基本的に作業員のチェックミスという単純なミスということになりますが、東京電力のほうではこの事象の後に、過去の汚染検査の申請書を再度確認しまして、類似、似たような事象が確認されているかどうかの確認を行っております。これにつきまして確認の結果、同じような事象につきましては確認をされていないということで報告を受けております。今後同じような事象を防止するために、カウント数が超えた場合の車両の除染につきましては、的確に運転者にわかるような形で書類の引き渡しを行うとか、あとまたフロントガラスのほうに運転手にわかるような形で注意喚起をした張り紙等をするということで対策を上げております。

次に、2ページをお開きください。ナンバー19番の3号機原子炉建屋より湯気が確認された件ですが、こちらにつきましては後ほど東京電力のほうからご説明をいただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、ナンバー24番のセシウム吸着装置サリーですね、こちらの停止についてご説明いたします。

こちらにつきましては、7月30日吸着装置サリーのポンプ停止及び漏えい検知機の警報が発生しまして、東電職員のほうが現地を確認したところ、漏えい等については確認をされておりません。本件について、翌日詳細な現場調査を行った結果、圧力指示伝送器の指示不良ということでシステムの停止が確認されております。なお、このセシウム吸着装置の停止によりまして、原子炉への冷却には特に問題はありませんでした。

続きまして、3ページをお開きください。次に、福島第二原子力発電所の通報実績についてご説明をいたします。同じく下の部分に件数が載っておりますが、通報件数につきましては69件、うち1件が公表区分3ということで掲載をさせていただいております。こちらの事象につきましては、7月11日です、2号機使用済み燃料プール内で点検中に、燃料上部にS字状の異物らしきものを確認したという通報が入っております。その後異物の回収を行っておりますが、こちらにつきましてはステンレス製の針金状のもので、大きさとしまして約26ミリの金属であることが判明しております。混入時期を特定するため、その後過去の作業等の映像等を確認しながら特定作業を進めておりましたが、映像の確認の結果、平成5年から6年ごろの定期検査の間に混入したのではないかということで、東京電力のほうでは推定をしております。こちらにつきましても再発防止に向け、持ち込み物品の制限や管理を徹底するということで対策を講じております。

以上が福島第二原子力発電所の内容となります。

最後に、4ページのほうに7月分までの関係市町村、県等の立ち入り調査を実施しておりますので、今回は6月13日、福島第二のほうに以上の内容で立ち入りを行っておりますので、確認をいただければと思います。

私のほうからは以上です。よろしくお願いします。

○委員長（渡辺英博君）　ただいま係長より説明がありましたので、質疑に入ります。

専門的なことは後ほど東京電力が対応しますので、ただいま係長から説明があった範囲内で、皆さんからご意見ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君）　異議なしと認め、付議事件1を終了いたします。

次に、東京電力（案）福島第一原子力発電所の中長期ロードマップの進捗状況について、東京電力より説明を求めておりますので、直ちに入室を許可します。

暫時休議します。

休　議　　（午前10時16分）

再　開　　（午前10時21分）

○委員長（渡辺英博君）　それでは、再開いたします。

付議事件2、東京電力（案）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期

ロードマップの進捗状況についてを議題といたします。

東京電力からの出席者は、石崎副社長執行役員ほか担当者の皆さんです。

なお、皆さんのお手元に名簿がありますので、ご配慮いただきたいと思います。

まず最初に、石崎副社長執行役員より挨拶をいただき、その後簡単な自己紹介をいただいて、説明を求めたいと思います。

石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） おはようございます。福島復興本社代表の石崎でございます。

まずは、きょうお招きいただきましてありがとうございます。そして、もう2年以上にもわたって皆様方に大変なご迷惑、ご苦労をおかけし続けていることを改めまして深くおわび申し上げます。本当に申しわけございません。

そして最近は、ことしに入りましてネズミによる停電、そして地下貯水槽からの水漏れ、それからそれに加えまして、最近汚染水の港湾内の海洋への流出、そして汚染水をためたタンクからの漏水ということで、立て続けにまた皆様方にご不安やご迷惑をおかけしていること、重ねておわび申し上げます。特にこの汚染水の問題は、今喫緊の課題でございまして、これをまず一番最初に何とか片づけないと、全体の廃炉工程そのものにも影響しかねないということで、大変な危機感を持っております。その危機感は、国もその危機感を受けとめていただきまして、安倍総理の発言もございましたけれども、国も一歩前へ出るということで、具体的に国が出てきているということあります。国と一体となって、そして海外からのお力もかりながら、まずはこの汚染水の問題を喫緊の課題として対策を打ってまいる所存でございます。

昨日、Jヴィレッジで第1回の汚染水対策現地調整会議というものが赤羽副大臣のもとに開かれまして、そこに国交省、農水省も参加をいたしまして、さらにはJAEAという研究機関も入って、エネ庁と東京電力も入り、第1回目の会議をやりました。まずは、このタンクの漏れの原因を突きとめるということ、それからその防止策をしっかりと対策を打つということ、さらには港湾内へ流出した汚染水、地下水も含めてですね、そういったものの流動分析といいますか、そういったものもしっかりやるということの計画を立てて、実行に移していくということを議論いたしました。

タンクのほうは、後ほど詳しくご説明をさせていただきますけれども、当時はとにかく建屋にたまつた水があふれ出ると、これは本当に高濃度の汚染水でありましたので、それとの戦いで、とにかくまずはタンクをつくってためなければいけないということで、正直申し上げまして、やはり当初の品質管理はしっかりできていなかったと、これはもう深く反省をしております。特に法兰ジ型というボルトで締めるタイプのタンクにつきましては、5年はもつと言っていたものが、2年で漏れてしまつたという事実もございますので、まずは漏れの原因を探るということをやっておりますが、今タンクの底盤が一番怪しいと思って、バブル試験もやりましたけれども、そこがまだうまくいきません

で、引き続き原因を調査をしているところであります。その原因を追及し、タンクは可能な限りフランジ型のものはリプレイスする、もしくはより品質の高い溶接型に変えていくというような対策も順次打っております。それから、あわせてタンクそのものも、今40万トン弱ありますけれども、ほぼいっぱいありますので、それを80万トンまでふやす計画はできております。それに向かって、今タンクをつくり続けているというのが現状であります。

それから、もう一つは、建屋に入っている地下水の問題でありますけれども、これは漁業者の方を中心に、もう昨年の春からずっと地下水バイパスということをやらせていただきたいというご説明を差し上げておりましたけれども、残念ながらまだご了解に至ってはおりませんけれども、ことしに入ってからも都合十数回の説明会をやりまして、おおむね漁協の皆さんにもその地下水バイパスの必要性についてはご理解をいただいているところでありますけれども、風評被害についての対策がまだ明示されていないということで、その辺の対策についてこれから国と一体となって、私どもも風評被害が発生した場合は、もちろん賠償に応じるというようなお話を差し上げておりまして、引き続き漁協の皆さんとの交渉をこれからも進めてまいる所存でございます。

ということで、今水との問題が喫緊の課題でございまして、とにかくこれを最優先でやってまいります。あわせて賠償の問題も、いろいろ叱りを受けておりますけれども、財物の賠償も始まりですね、そんな中でまたいろいろ反省点も、それを今後に生かしてまいると。紛争審査会もきょう開かれるというお話を聞いておりますけれども、そういった基準の見直し等もしっかりと今後反映していきたいというふうに考えております。

以上、ちょっと長々お話をいたしましたけれども、きょうはお時間の許す限り、ぜひまたご指導いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○福島第一安定化センター広報部リスクコミュニケーションセンター（岸 徹君） 福島第一安定化センター広報部の岸と申します。よろしくお願いします。

○福島第一原子力発電所水処理設備部長（佐藤 隆君） 福島第一水処理設備部長の佐藤と申します。よろしくお願いします。

○福島復興本社福島本部執行役員復興推進室室長（林 孝之君） おはようございます。復興推進室の室長をやっております林と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（武井澄男君） 同じく復興推進室副室長をやっております武井といいます。よろしくお願ひします。

○福島第一原子力発電所放射線・環境部課長（岡村知巳君） 福島第一原子力発電所の放射線・環境部で海洋関係の環境の担当をしております岡村と申します。よろしくお願ひいたします。

○福島第一原子力発電所土木部土木第二グループマネージャー（堀内友雅君） 福島第一原子力発電所土木部土木第二グループマネージャーの堀内でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福島第二原子力発電所所長（設楽 親君） おはようございます。福島第二原子力発電所所長の設

楽でございます。よろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（野口栄一君）　おはようございます。賠償を担当しております郡山事務所長の野口でございます。よろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター部長（中村　剛君）　郡山補償相談センターの中村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（林　幹夫君）　おはようございます。復興推進室で技術担当をやっております林幹夫と申します。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君）　それでは、早速説明を求めますが、まず汚染水対策ということで、（1）から（3）まで説明をお願ひいたします。

岸リスクコミュニケーター。

○福島第一安定化センター広報部リスクコミュニケーター（岸　徹君）　安定化センター広報部リスクコミュニケーターの岸と申します。よろしくお願ひします。私は、資料の3ページまでをご説明します。タンクの漏えいにつきましては、後ほど佐藤のほうからご説明をいたします。

それでは、お手元の資料に基づきましてご説明をしたいと思います。まず、1ページ目ですけれども、護岸付近の地下水観測孔や発電所……

○委員長（渡辺英博君）　座って。

○福島第一安定化センター広報部リスクコミュニケーター（岸　徹君）　では、失礼して座って説明させていただきます。

護岸付近の地下水観測孔や発電所港湾内の水の分析結果から、汚染水が海に流出していることがわかりました。これにつきましては、7月22日に公表しております。皆様には大変なご心配をおかけしていることを改めておわび申し上げます。汚染水の現状を踏まえまして、抜本対策と緊急対策、これ後ほどご説明しますけれども、実施していきます。また、引き続き海水のモニタリングによりまして、外洋への影響について確認してまいります。

資料左側の汚染水の海への流出状況ですけれども、現在流出状況については調査中ですが、2011年4月、これは震災の直後でございますけれども、2号機の取水口部からの漏えいの際に、一部の水が分岐トレーンチから北側の地中に浸透、拡散した可能性が考えられます。

放射性物質のトリチウム、これは水と同じ性質でございますので、容易に移動するということで、港湾内にかなりの量が流出していると考えます。大まかな試算では、流出量大体20兆から40兆ベクレル程度であるというふうに推定をしております。

それから、ストロンチウム、セシウムにつきましても、資料にございますとおり港湾内に流出しているというふうに考えております。

資料右側の海水モニタリングの状況です。まず、1から4号機、下に発電所の海側の図面がございますので、そこと見比べていただきたいと思いますけれども、1から4号機の取水口の前面、緑の丸

がついているところ、シルトフェンスの内側の部分でございますが、海水中の全ベータ、トリチウム濃度は上昇下降を繰り返している状況にあります。一例を申しますと、真ん中のほうに書いてあります全ベータ880ベクレル／リットル、トリチウムが1リットル当たり1,700ベクレル、こういった値が検出されております。

それから、港湾内、黄色の丸ですけれども、こちらは海水中の濃度はほぼ検出限界値未満です。図で「ND」と表示してあるところは、検出限界値未満をあらわしております。

港湾の境界付近、青の丸のところですけれども、こちらは港湾内と同等か、それ以下のレベルです。

それから、こちらの図にはありませんけれども、発電所の沖合あるいは請戸川の沖合、こういったところでも海水のサンプリングを行っておりますけれども、トリチウム、全ベータの値は検出限界値未満となっております。

続きまして、2ページに移ります。2ページでは、汚染水対策のうち抜本対策の概要を記載しております。資料左上に航空写真が載っておりまして、そこに対策が色で色分けされておりますけれども、まず対策1、海洋流出の阻止ということで、こちら図で赤の表示がしておりますけれども、海側遮水壁の設置でございます。対策2が汚染水增加抑制・港湾流出の防止、青で表示してあるところで、陸側の遮水壁の設置です。対策3、原子炉建屋等への地下水流入抑制ということで、緑で記載のサブドレンからの地下水くみ上げでございます。

対策1ですけれども、写真が載っておりますけれども、左側の写真のほうですけれども、鋼管矢板という円筒状のものを打ち込みまして、それを並べていって壁をつくるといった海側遮水壁を建設しております。護岸の海側にて、昨年の5月から建設を開始しておりまして、来年の9月の完成を目指して工事を進めているところでございます。

対策2番の陸側遮水壁の設置です。図にございますように、土の中に配管パイプを通しまして、そこに冷却材を循環させて周りの土を凍らせて壁をつくるといった工法であります。建屋の周りに遮水壁を設置することによりまして、建屋内への地下水の流入による汚染水の増加を抑制できるというふうに考えております。

対策3です。サブドレンからの地下水くみ上げですけれども、こちらの図は発電所の断面図になりますし、建屋の周囲にサブドレンという井戸が掘ってあります。このサブドレンを復旧させまして、地下水をくみ上げることによりまして、建屋内の地下水の流入を抑制します。この地下水は、山側から海側に向かって流れておりますので、地下水量を低減させる上でも、より山側のほうでサブドレン復旧によって地下水をくみ上げるということが有効な対策になってくるというふうに考えております。

続きまして、3ページをご説明いたします。汚染水対策のうち緊急対策の概要であります。こちらの対策3つありますし、対策1が港湾への流出防止、対策2が汚染源の除去、対策3が汚染水增加の抑制であります。

対策1ですけれども、取水口間の護岸にて、地下水の透過性を下げるために、こちらの図で青の線で示した部分になりますけれども、薬液注入による地盤改良を行います。こちら海側と、あと山側もあわせて行います。ちなみに、海側の1、2号機取水口間の地盤改良については、8月9日に施工を完了しております。それから、このせきとめた汚染された地下水が漏れないようにポンプ等で吸い上げることとしております。海側の1、2号機間の取水口のくみ上げは、8月9月に開始をしております。それから、雨水の浸透抑制のため、地表面をアスファルトで塗装します。図でいいますと、青の線でくくってあるグレーのハッチングの部分、こちらを塗装をいたします。

対策2、右側の図であります。対策2は、トレーン内の中濃度汚染水の除去であります。3つある図の左下の図が断面図になりますて、タービン建屋からスクリーンに向かって主トレーンという緑の線であらわしてあるところと、そこから分岐トレーンというのがございます。このトレーン内にたまっている高濃度の汚染水を取り除くために、分岐トレーンを閉塞しまして、これは充填材を投入して閉塞をいたします。そして、その後建屋の接続部を凍結しまして、水が入ってこないようにした状態で、主トレーン内の汚染水の水抜きを実施します。13年度内に取水をしまして、2014年度から水抜き開始を予定しております。

続きまして、対策3、地下水バイパスです。地下水バイパスは、山側から流れてきた地下水を建屋の上流でくみ上げまして、バイパスすることで建屋内への地下水流入量を減らすという取り組みであります。右の図でいいますと、青い白抜きの丸が揚水井、井戸になりますて、全部で12本ございます。ここで水をくみ上げて、黄色の配管ルートというところで水を吸い上げまして、一時貯留タンクというところにためます。そして、そこで水質を確認して、最終的には放流するといった設備構成になっております。揚水井からくみ上げた地下水の水質確認、それからその水を貯蔵する一時貯留タンクの水質確認というのを実施しましたが、いずれも検出限界値未満、または十分に低いということを確認しております。

以上、3ページ目までのご説明になります。

○委員長（渡辺英博君） それでは、説明が終わりましたので、まず汚染水対策ということで、皆さんのはうからご意見をいただきたいと思います。ございませんか。

9番委員。

○9番（高橋 実君） 遮水壁のやつなのだけれども、土質によっても凍結、土質変わるとと思うのだけれども、基本的に何度で凍らすのか。仮に粘性度のときは何ぼ、れきのときは何度とかという、これに対する、余り凍らせた状態で地震あったとき、何度までクラック入ったりしなくて維持できるのか。

それと、純粋に考えたときに、ど素人の考え方、汚染水自体を、タンクにあるやつを原子炉建屋の中に入れて注水しているやつも、凍結したらば注入しなくてもいいのかなと思うのだけれども、どうしても流用水で原子炉建屋の中の温度を維持しなければならないのか。簡単に、先ほど言ったように、

温度だけで維持しても大丈夫なのか、その辺教えて。

○委員長（渡辺英博君） 堀内GM。

○福島第一原子力発電所土木部土木第二グループマネージャー（堀内友雅君） 土木を担当しております堀内でございます。

まず、1点目のご質問で、凍土壁による遮水壁ですけれども、何度で凍らせるかというご質問でございます。まだ今詳細な検討をしているところでございますが、今のところマイナス40度からマイナス60度ぐらいではないかというふうに聞いております。

それから、地震が来たらというご質問についてですけれども、これにつきましても今これもあわせて検討中だというふうに聞いておりますが、基本的に凍結された部分が多少損傷しても、凍結管自体が壊れない限りまた凍っていって、遮水性能が回復するというふうな機能を持っているものでございます。その周囲の地盤につきましては、相当の地震がございましても、地盤が崩落するような地盤ではございませんので、少なくとも2011年にあった地震程度であっても損傷はしないというふうなことで考えてございます。

それから、最後がちょっと確認させていただきたいのですけれども、今水を循環させて原子炉を冷却させているということについて、いっそ凍らせたらどうかというふうなご質問というふうに……

○9番（高橋 実君） タンクも一緒に。

○福島第一原子力発電所土木部土木第二グループマネージャー（堀内友雅君） タンクですか、汚染水の処理につきましては、今のところ基本的に、今タンクにたまっている水自体は非常にストロンチウム等の高い放射性物質が含まれておりますので、まずはALPSという浄化装置で大半の放射性物質取り除くというのが、まず先決だというふうに考えてございます。ある程度きれいになった水について、ちょっとどのように管理していくかにつきましては、引き続き検討しているところでございます。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（高橋 実君） 30度から40度が60度でもいいのだけれども、地震あったとき余りかたいと、こういう建屋も軟土の割れと硬土の割れでは、復元しても結構時間かかるものもあるのね、簡単に考えたとき、ど素人が。専門的にはわかりませんよ、あとは汚染水のタンクにしても、除去するのも、仮にだよ、凍らせておいて、100基なら100基のうち90基凍らせておいて、10基ずつセシウムとかトリチウムとか取り除くというか、今回みたいに90基が汚染水漏れとか何かというのは、可能であればだよ、凍らすことないわけだし、あとは原子炉の中身のやつも、結局今通水してぐるぐる巡回しているわけだ、それも凍らせた状態で巡回させないで済むのであれば簡単なのかなというど素人の考え方で、今質問をさせてもらったのだけれども、そこら辺1つずつわかるようにちょっと。

○委員長（渡辺英博君） 堀内GM。

○福島第一原子力発電所土木部土木第二グループマネージャー（堀内友雅君） 最初のご質問の凍ら

せることにつきまして、土質の違いによりということは全くおっしゃるとおりでございまして、簡単に申し上げると、目の粗い砂系の地盤ですと非常に凍らせやすい、水が行き渡りやすいので非常に凍らせやすいと。ただし、粘土が主体になっているところですと水が通りにくいので非常に凍りにくいという性質がございまして、実際その福島第一の地盤できちんと凍るか凍らないかということにつきましては、来月から実証試験を現地でやって、実際にきちんと凍るかどうかを確認してまいりることにしてございます。

ちょっとタンクにつきましては別の者からお答えいたします。

○委員長（渡辺英博君） 佐藤部長。

○福島第一原子力発電所水処理設備部長（佐藤 隆君） 佐藤でございます。

汚染水を凍らせるという方法があるのではないかということでございますので、アイデアとしてそういうお考えを何かの機会に活用できることがあればなというふうにちょっとこれから考えていきたいと思いますけれども、ただ今の状況というのは、汚染水が大変な物量がございますので、まずそれを凍らせるための設備をまず形成すること自体が非常に時間がかかるというところがございます。ですので、先ほど堀内のほうからも話ありましたけれども、まずは今ですね、放射性物質がいずれにいたしましても大量に含まれておりますので、まずはそこを優先にして、水をきれいにしていくということを取り組んでいるところであります。これは、やっぱり量的な問題がありますので、大量の水の放射性物質を除くと、まずそこに注力しているという状況でございます。その後に、先ほどもお話をしましたけれども、水の扱いをどうするかといったところは、いろんな方々のご意見を伺ながら考えていかなくてはいけないところでありますので、またちょっとそういう機会に、どういうほかの方法があるのかといったところを検討してまいりたいと思ってございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 佐藤部長。

○福島第一原子力発電所水処理設備部長（佐藤 隆君） 佐藤です、済みません。

建屋のほうも、同じくやっぱり1つはボリュームがかなりあるということと、あと特に建屋の中に入つてまいりますと、配管ですか、機材関係がかなり入つておりますので、一様に水を凍らせるということがなかなかしにくいところまで水が入っているというところがあるかというふうには思っております。それが、まず建屋の中の水をちょっと凍らせることに関しては、タンクのような固まって水がある形状の中にいるのとちょっと違ったところかなというふうには思っております。あとは炉心の冷却ということに関しては、これは冷却ができれば、その機能が発揮できるということでありますけれども、やはりこれも例えば凍らせているつもりでも、本当に炉内の近いところまで凍っているのかどうかというのはなかなかやっぱり確認も難しい状況でありますので、その意味では今設備に取りついている計器だとかを見ながら、今我々としては冷却水で継続しているという状況でございま

す。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（高橋 実君） やはりど素人考で今質問させてもらったのだけれども、難しく考えるより、簡単に考えた実証実験もひとつがなど、これは配管が大変だからできないではなく、可能であれば実証実験的なものをやって、どれが早くいいのか、コストがどうのこうのではない、どれが早く、急速に廃炉にできるのを考えて、早く安心して戻られるようにしてもらいたいのだ。頭のいい人がどうのこうのではなく、簡単に、安全に、短期間で済むような施策を考えてください。要望して、終わります。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（早川恒久君） 地下水のくみ上げについてお伺いしますが、地下水を建屋の前で食いとめて汚染水を減らすということなのでしょうが、この中にくみ上げた地下水は確認したところ検出限界値未満、十分に低いというふうに書かれているのですけれども、最近の報道で地下水が汚染されている可能性があるようなお話を聞いています。その辺に関してどうなのかお答えいただきたいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） ご質問ありがとうございました。

報道ではそういう報道もあることは、こちらも承知しております。データは毎日とっておりますので、ただデータに多少揺らぎがあります。そのデータが、今後どういうふうに経過をたどっていくのか、それによってしっかりと判断していくみたいというのが、まず基本的な考え方であります。仮にタンクから漏れたものが地下水に入って、その地下水バイパスの井戸を掘っているところにも到達しているとすれば、今12本井戸を掘っておりますけれども、その井戸の運用も多少変更する必要があるかもしれませんけれども、今12本全体で1,000トン、1日にくみ上げる能力がありますので、多少井戸が何本か汚れて、仮に汚れていたとしても、今3系統持っておりますので、その中で対応できる、そういう運用も今検討しているところであります。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（早川恒久君） 具体的に、12カ所あるのでしょうかけれども、どの場所でどのくらい地下水から汚染されたものが出ていているのか、具体的にその量とか、その辺までちょっと、ここには記載されていないのですけれども、それまで教えていただかないとちょっと納得できないというか、その辺お答えいただきたいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 岡村課長。

○福島第一原子力発電所放射線・環境部課長（岡村知巳君） 同じ資料の5ページのほうをごらんいただきますと、地下水バイパスと揚水井との位置関係という写真つきの表が右下にございます。そちらのほうで、ナンバー1からナンバー12のうち、ナンバー7から12について、漏えいしたエリアから近いということで、まず今監視を強化してやっておるところですけれども、全体的に以前測定したデータよりは上昇が見られるという、そういう結果になってございまして、先ほど石崎から述べましたとおり、サンプリングを継続して、このデータがどういうふうになっていくかを監視をしているところでございます。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（早川恒久君） 済みません、後ろまでちょっと見てなかつたので確認できませんでしたけれども、今後もこういった感じで、やはり我々双葉郡の住民に対して、正確に漏れているのがどのぐらいかということを示していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。要望で終わります。

○委員長（渡辺英博君） その他ご意見ございませんか。

3番委員。

○3番（遠藤一善君） 2ページの汚染水の抜本対策の対策③のところで、写真のところに大きなので、海側の遮水壁①、凍土の遮水壁②が、③のサブドレンということで書いてあるのですけれども、この対策3のところなのですけれども、多分この写真の海のところにある赤いやつが、海側の遮水壁の①に相当して、サブドレンというのがこの③のところに対応しているのかなというふうに絵を見て思うのですが、これは凍土方式をしても、何か地下水がその上を、凍っている上を通り越して海のほうに流れてしまうというような話が何度が出ていたかと思うのですけれども、この対策3の中のどの高さのところにこの凍土方式のエリアが来るのか示されていないのですが、ちょっと口でわかるようによく、この位置というのをちょっと教えていただけないでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 堀内GM。

○福島第一原子力発電所土木部土木第二グループマネージャー（堀内友雅君） 図にちょっと不備がございまして申しわけありませんでした。右下の断面図で、②の陸側遮水壁の位置ですが、ちょうど原子炉建屋、タービン建屋が乗っている地盤、標高が3段階ありますが、その真ん中のちょうどサブドレンがある両脇ですね、サブドレンより外側になりますが、設置されている標高としては、標高10メートルなのですけれども、原子炉建屋、タービン建屋が乗っている地盤になります。

なお、凍土壁の深さにつきましては、できる限り地表に近いところから、この絵でいいますと緑色が水を通しやすい層、それから茶色が水を通しにくい層になってございます。下のほう、深いほうの水を通しにくい層、ここまで凍土壁を到達させて地下水の浸入を防ぐ計画としております。

なお、凍土壁は地下水の浸入を防ぐものだけでありますので、それに加えてサブドレンを稼働することで、建屋周りの水位を下げていく計画にしてございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

4番委員。

○4番（宇佐神幸一君） 济みません、1つだけ教えてください。

私もちょっと認識ないかもしれません、ただ前に東京電力第一原子力発電所を視察したときにも一応説明聞いたと思うのですが、毎回テレビに出てくるときに、タンクの脇の漏れたところの写真見るときに、その漏れたところもそうなのですが、先ほど9番委員から凍結の話も出ましたけれども、実際的に今天候的に高温も考えられる。金属の場合、これはボルトと何かの形で締めていると思うのですが、膨張した場合、また逆に今漏れているタンク以外もある程度破損というか、漏れる可能性が十分出てくるのではないかと思うのですが、ただ実際的に先ほど言ったように、溶接したところは漏れません、溶接したところは漏れていませんと言うなら、逆に早急に、今のタンクを全部チェックはしていると思うのですけれども、そういう実際的な、目を落としそうなところのチェックというか、そういうものを万全にやっているのかどうか。それと、あと実際的に漏れている水も自然から来る水だと思うですね、その自然対策なんて基本的に100%無理だと思うのですけれども、济みません、ちょっと早いかもしれませんが、タンク的な問題がどうしても気になっているので、その1から3まで言わされた状態が、言っても説得力がちょっと私の中ではないというのであるので、その点申しわけございませんけれども。

○委員長（渡辺英博君） 4番委員、タンクにつきましては、4から次にやりますので、その際お願いしたいと思います。

石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今委員長からおっしゃっていただいたタンクの問題につきましては、もう一つの資料でまずご説明をさせていただいた後、ご質問をお受けさせていただきたいと思いますので、济みませんが、よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 1番委員。

○1番（堀本典明君） 1つ教えていただきたいのですが、抜本対策の対策①について、海側遮水壁2014年の9月の完成を予定しているようですが、この進捗状況というのはどうなっているでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 堀内GM。

○福島第一原子力発電所土木部土木第二グループマネージャー（堀内友雅君） 海側の遮水壁につきましては、記載のとおり、先ほどもご説明のとおり、去年の5月から建設を開始してございます。現在鋼管矢板を打設しているところでございまして、全体の進捗でいきますと6割以上鋼管を打っているところでございます。鋼管の打ち終わりの予定が来年の2月か3月くらいになってございます。た

だし、鋼管が並んだだけでは、そのつなぎ目の止水が完全にできませんので、今月くらいからつなぎ目の処理を順次していって、最終的に完全な止水性が発揮されるのが来年の9月というふうなスケジュールでございます。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

○1番（堀本典明君） はい。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

10番委員。

○10番（渡辺三男君） 対策2なのですが、先ほど3番委員からちらっと触れたと思うのですが、この土を凍らせて防水、浸入水を防止するという策、私も大変効果が出るのかなと思うのですが、前にテレビ報道なんかで聞くと、一部海に漏れ出したときに慌ててやった経緯があるのかなと思うのですが、その地表から2メートルくらいはなかなか凍りづらいという報道ありましたが、その辺の部分をどうするのか。といいますのは、やっぱりこれだけ広大な土地から出てくるわけですから、完璧に上までとめないと、かなりの漏水が入っていってしまうのかなと。それをサブドレンあたりである程度調整しようとはしているのでしょうかけれども、サブドレンのほうのくみ上げて検査をして流すのも漁業組合、漁業者からなかなか返事がもらえないということで後手後手に回っておりますね。後でタンクの問題が来ると思うのですが、その上部にはタンク群が並んでいるということで、なかなか回答が得られないというテレビ、新聞の報道で聞きます。そういう中で、これだけ膨大な敷地、遮水壁でとめたにしても、例えば雨とかそういう部分で降り注ぐ水がかなりの量になりますので、さほど量的には減らせないのかなと思うのですが、その辺はある程度とめればこのくらい減るという目安は大体出ているのですか。

○委員長（渡辺英博君） 堀内GM。

○福島第一原子力発電所土木部土木第二グループマネージャー（堀内友雅君） 凍土壁のご質問ですけれども、その中で緊急的に実施した対策で、地表の浅いところがとめられないというふうにご発言いただいたことは、恐らくこの資料でいうと、3ページ目の緊急対策の①の海側の地盤改良に関する報道ではないかと思っています。薬液を注入していく、圧をかけて注入していく関係上、地表の浅いところは地表に噴き出してしまうことがあって、どうしても地表面浅いところは施工できないと。それで、そういう報道がされたというふうなことでございます。

戻りまして、凍土壁で地表どのくらい浅いところまできちんと凍結ができるかということにつきましても、来月からの実証試験で確認してまいりたいと思います。あわせて凍土壁が完全につながつていれば、そこからの水の流入は、壁を透過する水はゼロというふうになります。ただし、ご懸念のとおり雨などによって上流側で水位が上がって、凍土壁の上を越えてくるのではないかというふうな心配もございます。現在それにつきましては、コンピューターのシミュレーションで、こういった壁を

つくったときに背後の水がどのくらいせき上がるかというふうな試算を並行して進めてございます。その結果も踏まえて、上流側での排水設備の設計とか、そういうしたものもあわせて進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（渡辺三男君） わかりました。地盤改良で水をとめようとして、上が固まらなくて、ある程度上から港湾内に出るのを恐れて、急遽くみ上げなんかでそれを阻止したような状況見られますよね。それと同じで、やっぱりとめれば、水というのは絶対とめたから減るというものではないのです。とめれば、絶対にどこかに出ていったりしますので、その辺を十分検討してやらないと、なかなか水は抑制できないのかなと思うのです。昔から「水を制するもの世の中制す」と言いますので、地表面から下に入ったものについては、水との戦いが一番ですので、今電力さん、まさにそれで苦労しているところなのですけれども、一日も早くこの遮水壁ですね、凍結させる施工がある程度ベターだとすれば、もう早急に進めていってもらいたいと思います。

また、今から実証実験やるなんて甘いこと言っていますが、現場である程度施工して、どのくらい凍結するかやっていくのでしょうかけれども、当然冷蔵庫をあけたような状態で置けば、品物の上のほうは凍らないのと同じで、地表凍結させようとしても、上のほうは空気と触れますから、当然凍結が弱くなってしまいますよね、そういう現象起きると思いますので、十分気をつけて、一日も早くやつていただければありがたいと思います。要望しておきます。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 遮水壁の質問をさせてください。

海の遮水壁と陸の遮水壁あるのだけれども、それはかなり深く、難透水層、ここまで掘り下げますけれども、この深さがどれくらいの深さまで下げるのか。この難透水層は、絶対にここは汚染水が通っていないのか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 堀内GM。

○福島第一原子力発電所土木部土木第二グループマネージャー（堀内友雅君） ご質問いただきました、深いほうの難透水層までの深さですけれども、場所によって違いますが、大体30メートルぐらい、地表から30メートルぐらいになります。

それで、ここに汚染水が到達しているかいないかということにつきましては、今のところ調査はできておりませんが、事実関係として、原子炉建屋、一番発電所の建物で深い位置に設置されている原子炉建屋ですけれども、4号機の原子炉建屋の底盤の一番深いところが、2番目の透水層の近くにございます。現在その発電所の建物の中の水位は、周りの地下水位より低く管理しておりますので、周りからの水圧を受けて外に漏れ出していないというふうには考えてございますが、万が一漏れ出した

場合は、この下のほうの透水層に行く可能性が否定できないということで、その下のさらに難透水層まで遮水壁を打ち込む計画としているということでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） つい最近まで海に漏れていないと言って、実際漏れていたと。原発というか、東電のやっていることで、絶対というのは今までなかった。だから、今言うように、1段目の難透水層に建屋の4号機、それでまだ2番目の難透水層だから、今大丈夫だというような発言なのだけれども、今まで結局安全だとか大丈夫だと言ってきて、安全ではなかったのが原発だから、この下の層でも絶対安全かどうか、30メートル掘ったから、40メートル、50メートルまではいっていないのだと。これは、私は絶対というのはあり得ないことだと思っているので、そのところは地下水がそこまで行ってないかどうかは、徹底してやはり検証して、それで海には絶対行かないと。海に流れていらないと言って、流れていたのが事実だから、その辺は徹底してやってください。回答は要らないので、もう要望でいいです。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） なしということですので、それでは（4）から（5）の説明をお願いいたします。

佐藤部長。

○福島第一原子力発電所水処理設備部長（佐藤 隆君） それでは、佐藤のほうより4ページ目、5ページ目を使わせていただきまして、タンクからの汚染水の漏えいの状況に関しましてご説明させていただきます。

まず、4ページ目でございますが、H4タンクエリアと呼ばれているエリアがございます。そちらにはボルト締め型、法兰ジ型のタンクがございますが、そのうちの一つのナンバー5タンクと呼ばれているものから高濃度の汚染水約300トンが漏えいしているということを先月の19日に確認いたしました。地元の皆様には、大変またこういう形でご不安をおかけいたしまして大変申しわけございません。この水ですけれども、周囲の状況から考えますに、大半は土にしみ込んでいるということで推定されておりますが、原因も含めまして現在確認を続けているところでございます。

当該のこのタンクの中には水が当然残っておりましたが、この水の移送というのを8月21日に完了いたしました。それから、周囲の汚染した土壤の回収、これも23日から実施してございます。こういったことも含めまして、リスク低減のための対策を現状で継続している状態でございます。

同じ資料の中で絵が幾つかございますが、まず全体的な位置関係は、左側の発電所の配置図を見ていただきますと、4号機よりも絵でいうと下側になります西側のところにH4エリアというのがございます。そこに今度真ん中のほうの絵に目を移していただきますと、エリアといつても、このエリアでは26のタンクがあるというような状況でございまして、5番というのは赤い丸でくくられたもので

ございます。その周辺に水たまりができていたというのが状況でございます。また、タンクの概略の寸法でございますけれども、右側にありますとおり、高さが11メートル、直径が12メートルというほどの大きなものでございます。

それから、このボルト締め型タンクというのは、ほかにも対応してございますので、同様のタンクを使っているエリアを全面的にパトロールしてございます。その結果といたしまして、左下になりますけれども、H3エリアのパトロール結果ということで、このエリアでは2つのタンクにおいて高線量の箇所が見つかっているということでございますが、これは非常に局所的に高い線量のものが見つかったということでございまして、このタンク類からの漏れがあったという状況ではないということを確認してございます。

また、このH4エリアの周辺の土壤を含めまして線量の確認をしてございます。右の下のこの絵でございますけれども、特に灰色で塗っているようなところがございます。これは、地盤の土壤の回収を行っていたり、あるいはその上にシートをかぶせていたりといったところをあらわしてございますけれども、このタンクのエリアからしみ出しが起きてございます。そういうところを中心に線量をはかってみたところ、ページを済みません、少し先に進んでいただきたいのですが、5ページ目とあわせて見ていただきたいのですが、5ページ目の左下を見ていただきますと、同じくこのH4北エリアという、これが当該のエリアですが、その上のところにB排水路という黄色い線がございます。この黄色い線が、4ページ目でいうところの右の下の図で側溝という矢印がございまして、そこから横に線のようなものが出ていて、ずっと計測点が並んでいるところでございますが、ここに排水路がございますので、このタンクからの漏えいが側溝に対して影響があったかどうかといったところを調査してございます。事実関係といたしましては、やはり側溝の近くのところで線量が高いところがありまして、側溝のコンクリート壁から最大5.8ミリシーベルト、時間当たりの計測値を計測しているということでございますので、この側溝側に流れてしまったのではないかということで継続的に調査をしているところでございます。

続きまして、5ページ目に参りまして、リスク低減のための対策で、まずここでは3つ枠で分けておりますけれども、まず8月中に実施したこと、それからそれに引き続きまして、緊急的に再発防止的に行なったこと、それから抜本対策といったことで取り組んでございます。

8月中に実施いたしましたのは、ボルト締めタンクの全数点検。それから、ちょっとこれは別の話になりますけれども、ナンバー5タンクという、このタンクがですね、もともとはほかのエリアで設置されていたものが、そのエリアの地盤沈下が起きたということで、3基ほどほかのエリアからこのH4エリアというところに移設をしたという経緯があるというものでございます。今回の漏えいとの原因関係は、まだちょっと特定できておりませんので、直接的な因果関係があるといったことが、今断定とかしているわけではありませんけれども、いずれにいたしましても、先行的にそういった移設の経緯のあるタンクからは水を抜いているというところでございます。それから、汚染土壤の回収、

それから、タンク周りの堰の点検強化、そしてモニタリングの強化といったことを8月中に実施してございます。モニタリングの強化につきましては、先ほどもごらんいただきました、左側の排水路との位置関係の絵でございますけれども、その下に最新のデータの値を記載させていただいております。まず、①の南放水口付近の海水、こちらに関してセシウム137、全ベータとも検出限界以下、それから近くの排水路のB排水路と、それからC排水路というちょっと別の排水路がございますけれども、そちらの合流点におきましても同じく検出限界以下というものが最新の状況になってございます。

それから、緊急対策といたしましては、パトロールの強化、先ほどご質問をいただきましたけれども、タンクの漏えいですね、これに関しましては、今までよりもさらに要員を増強いたしまして、また回数もふやしまして実施していくということで、既に開始してございます。また、記録方法も改善ということで、特に前日からの変化あるいは兆しを十分把握できるように、そういう状況をパトロール員で共有できるように、しっかり記録を残していくといったことを取り組んでございます。

それから、汚染水タンク内の水位の管理方法でございますけれども、現状はあるタンクを連結管でつないで水の出し入れをしているという関係で、そのタンクの群、大体5つで1つの群にしておりますけれども、そのうちの一つのタンクに水位計がついているという状況でございまして、全数のタンクに現状では水位計つけてございません。ですので、当面はサーモグラフィーという温度差で見ることで、各タンクの水位を見ていきたいと思っておりますし、さらに抜本対策のところにいきますと、この水位計を全タンクに関して設置いたしまして、集中監視できるようにしていきたいということで取り組んでございます。

それから、あとは溶接型タンクに、より信頼性の高いタンクに移行していくといったことで、このボルト締めタンクのリプレイスというか、水というのの管理をより万全な形でできるように、タンクの設計というのも改善していきたいということで考えてございます。

最後に、地下水バイパスの件は、先ほどもご説明、ご質問いただきまして、説明重複いたしますので割愛いたしますが、いずれにいたしましても、今後この地下水バイパスの場所と、このタンクのエリア近いものですから、引き続いて監視をしていきたいというふうに考えてございます。

説明以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご意見ございませんか。

3番委員。

○3番（遠藤一善君） (5) の低減対策ということで、この抜本対策のところですけれども、今お話をすると、タンクを強化するとか、タンクの点検をするとかということなのですけれども、抜本的に今回もそうなのですけれども、タンクから水が仮に漏れた場合に、通常であれば、水ではなくて、普通の石油とかで考えてもらえば、石油のオイルの防油堤と同じ考え方でこれ下つくって、底あけっ放しにしておいたのだと思うのですけれども、石油と水ならば浮くからわかりますけれども、同じ水、水だとわからないわけですよね。その中で、基本的にこれからまた長い間そこにタンクがあるという

ことを考えたときに、タンクの抜本対策は当然必要とあると同時に、また何らかの形で漏れたときに漏れたものが外に漏れないようにどういう対策を考えているのかちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 佐藤部長。

○福島第一原子力発電所水処理設備部長（佐藤 隆君） ただいまのタンクから水が漏れたときに、さらに防護措置としてどうということを強化していくのかというご質問かとお伺いしました。

まず、タンクの外には堰というのがございまして、もともとタンクが、このエリアですと26個あって、それがコンクリートの床盤の上に乗っています。そして、そのコンクリートの枠をかたどるような形で、現状は30センチほどの高さの堰がございます。まず、我々が考えてございますのは、この堰の高さですね、この堰の高さをもう少し上げていきまして、タンクが漏えいしてもより万全にその堰の中に水がためられるようにといったことの、容量のアップというのを考えていただきたいというふうに思ってございます。

それから、今でも堰のドレン弁というのがついております。これは、今までコンクリートが乾いているほうが漏えい検知がしやすいという目的がございましたので、ドレン弁の開運用をしておったのですけれども、やはりそういう検知性よりも、むしろ外に出さないということが第一目的だというふうに改めて認識いたしましたので、そのドレン弁の閉運用といったことに移行してございます。

それから、この堰からさらに外に出てしまった場合にどうするのかといったところも当然懸念としては出てくるわけでございますので、そこから先には今度、さらに「土堰堤」というような言い方をしてございますけれども、土の堤のような形状のものでさらに境界線をつくってございます。現状もそういう構造物はあるのですけれども、そこがコンクリートの堰の外側も地面でございますので、そういうふうに改めて認識いたしましたので、そのドレン弁の閉運用といったことに移行してございます。

説明以上です。

○委員長（渡辺英博君） 3番委員。

○3番（遠藤一善君） 今の話では、もともとコンクリートが乾いている状態にしたいからドレンを開けていたということなのですけれども、今の話ですと、仮に30センチかさ上げしたから急にコンクリートが乾くわけもなく、先ほど言ったのですけれども、水と水の違いをどうやって見分ける、油と水ならば漏れているのがわかると思うのですけれども、それが見分けがつかないから排水をしていた、そのとおりの話だったのですけれども、今までと違って異常気象で、集中豪雨的なようなものがピンポイントで降ってくるというような状態で、幾らかさ上げしたところで、そこに雨水がたまってしまえば同じことで、またわからなくなってしまうと。雨だと思って流したら違っていたということで、

その点検のしようがないと思うのですね、水と水では。そのところを抜本的にどう考えているのかということ。

それから、もう一つちょっと追加してお聞きしたいのですけれども、この基礎のコンクリートの底盤打ったときに、その下の遮水、当然きょうは土木の専門の方もいらっしゃっているのだと思うのですけれども、コンクリートは水通しますよね、当たり前ですけれども、コンクリートは防水層ではないですから。コンクリートのこの下の底盤のところに入った水が、下にそのコンクリートしみて土に行っている、そこの土のところで抜本的にちゃんと止水はするようになっていないから話が、そこはなっているけれども、外に出たところの地表面から地下に潜っていって値が出ているというのか、コンクリートの下はそのまままだコンクリートを土の上に引いたままになっているのか、それもちょっとあわせて追加でちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 佐藤部長。

○福島第一原子力発電所水処理設備部長（佐藤 隆君） では、まず1点目の水と水では見分けがつかないのではないかということに関しましては、これはおっしゃるとおりだというふうに思ってございます。先ほどドレン弁の閉の運用をするというご説明を申し上げましたけれども、我々集中豪雨であっても、1回当たりの集中豪雨では耐えられるぐらいの堰をちゃんと確保いたしまして、それでその堰の中にたまつた水の分析といいますか、放射能のレベルを確認をするといったことをやっていくかというふうに思ってございます。その上で、安全であるということを確認いたしまして、その堰の中の水が雨水であるということがわかれば、その段階で排水をしていきたいということで考えております。

いずれにいたしましても、水と水の区別がつかない、これは人間の目で見てもわからないというのは、わかりにくいというのは事実でございますので、必ずしも見た目の水と水の区分だけではなくて、先ほど申し上げました水位計をつけるということ、それからやはり放射線の計測というのも、これはパトロールでかなり以前よりもより人数をふやして、特にタンクの足元回りといいますか、そういうところをしっかりとやるように、頻度も1日4回のパトロールの中で、実際線量をはかるのが2回ということになりますけれども、そういう頻度を増してパトロールをするといったことで、漏れということが少なくとも大きく起きる前に、それを検知していくかということで考えてございます。

それから、今回の例で言いますと、下がコンクリートで、そこから水がしみ出した可能性があるのではないかといったことに関しましては、今当該のタンクの近傍でボーリングを実施してございますので、その結果でどういう状況であるのかといったことを判断していきたいというふうに考えてございます。これは、もしちょっと専門的な答えになつていなかつたら、後で土木の人間から答えてもらつたほうがいいかもしれません、コンクリート床盤の下は地盤改良というのをしてございますので、通常の土よりも若干その透水性も含めて下がっているものだというような認識でございますのでコンクリートの下に地盤改良して、その下に土があるという構造になってございます。そういうこ

とも含めてボーリングをして、どういう汚染の広がりなりがしているのかといったところを確認していくといったことを現在やっているところでございます。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 3番委員。

○3番（遠藤一善君） 地盤改良をしているということであれば、どういう方法の地盤改良で、僕言ったのは防水ですから、水が通しにくいとか、通しやすいとかの話ではなくて、防水をどういうふうにしているのかという話なので、答えてください。

抜本対策ということで出るのですけれども、今話しているのも、基本的には抜本対策になっていないと思うのです。雨量は計算していると言っていましたけれども、今雨量が計算できないから、気象庁で変えたのですよね、警報のやり方を。津波の高さが計算できなかったから、今回事故起きたのですよね。そういうことをもう一回認識してほしいということで、基本的にやはり抜本対策にしていくのであれば、これだけアルファ線、ベータ線の違いはあったにしても、何千ミリシーベルトのものをあそこの地上に置いているわけですから、現実問題としては。抜本的にというのは、本当に抜本的に、例えば雨が入らない、屋根をつけろと、基本的には屋根がついたところの下に物が置いてあると屋根がかかっていれば、当然下のコンクリートとかがぬれれば、湿ればすぐわかる。鉄のタンクの基礎の今話、コンクリートしましたけれども、では、鉄そのものの下のほうが、これ長い間に、あそこ海のそばでさびてこないのか、劣化してこないのか。地震に対して、あのときと同じような地震が来たときにこのタンクは倒れないのか、柱筒状のものが上まで入っていて、ちゃんと基礎に連結されているのか、とてもしているとは写真を見た感じ思えないのですけれども、そういうところを抜本的に変えていって保管をするということが抜本対策だと思うのですけれども、最後にその抜本対策についてもお聞かせください。最初に、その地盤改良でどのぐらい止水効果があるのか、そういう工法あつたら、どういう方法をとったのか教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 抜本対策についてお答えをさせていただきます。

私が挨拶で冒頭申し上げましたけれども、昨日経産省の赤羽副大臣をトップとする汚染水対策現地調整会議というのが、第1回目がJヴィレッジで開かれました。そこで、今議員がご指摘の抜本対策についてですね、国からも指示が出て、その会議で検討をして、早急にその検討結果を実行に移すということになっております。今いろいろさびとか地震とか等々のお話がございましたけれども、そういうことも含めて幅広く検討をして、対策を打つという体制ができ上りましたので、その内容につきましては、また進捗度合いに合わせてご報告をさせていただきたいと思います。今具体的に申し上げられることは、ちょっとときのう始まったばかりでございますのでありませんけれども、そういう中の議論、それから対策、そして実行に移したことは、きちっとこの議会の場でもご報告をさせてい

ただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「地盤改良」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 地盤改良の件、堀内GM。

○福島第一原子力発電所土木部土木第二グループマネージャー（堀内友雅君） 地盤改良についてでございます。

タンクの下の基礎の構造ですけれども、まず最初に、あくまでも地盤改良、それから基礎につきましては、タンクを乗せたときの地耐力ですね、地盤の安定を確保するために実施したものでございます。具体的に申し上げると、地盤改良につきましては、セメント混合をして混ぜることで地盤の物性を高めております。大体土1立米について、セメント100キロ以上入れるというふうな仕様にしてございます。この厚さが深さ大体1メートルぐらいでございます。その上に網筋程度でございますが、鉄筋を入れたコンクリートの板、これが厚さが20センチでございます。ご指摘のとおり防水性を目的としているものではございませんので、どのような状態になっているか、先ほど佐藤からお話を差し上げたとおりですが、タンクのすぐ脇に床盤、コンクリートの盤に穴をあけて、下の地盤改良面までそのサンプルを取って、その土の線量を分析して強化していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（黒沢英男君） 汚染水のタンクなのですが、先ほど言われましたナンバー5のタンクが、地盤沈下によって汚染水が漏えいしたということを説明されたのですが、恐らくもうタンクが設置された時期というのは相当前だと思うのですが、当初だと思うのですが、初めのころだと思うのですが、そのときこの地盤の調査とか、先ほど言われました地盤の土壤改良とか、していなくて設置されたのかどうか。

それともう一点は、今現在930基の汚染水タンクがありますが、どんどん、どんどんふえ続けて、恐らく現在の敷地のタンクの数を見ても、相当発電所内の占める割合というのはどんどん、どんどん大きくなってくるのかなという感じを受けるのですが、どのくらいの、例えばこの5倍の約5,000基ぐらいの貯蔵能力があるとかないとか、要するにあと何年間ぐらいは大丈夫だとか何かという、そういう町民とすれば一応不安が相当あると思うのです。このままふえ続けたらどうなのだろうと、やっぱり海洋に放出するしかないのかなと。幾ら現代の科学が進んでいても、なかなか放射線を低減させるためのまだ機械というのが、まだ完全にはつくられていないという状況の中で、ためていかなければならぬような状況になっているわけですから、どのくらいの期間の、敷地に貯蔵余力あるのかどうか、その辺2点伺っておきます。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） ご質問ありがとうございました。

まず、5番タンクでありますけれども、これは一番最初につくったタンクであります。そのときはやはり建屋に入っている水、物すごい高濃度の汚染水があふれるのではないかということで、その水との戦いの中でつくった、緊急につくったものでした。というわけで、地盤改良をきちんとやっておりませんでした。そういうことは判明しております。そういうタンクが、実は3つあるということもわかつております。その3つも特定できておりますので、ただ今回の水漏れが、その地盤改良がちゃんとやっていなくて傾いたがために、それが原因でというのはまだわかつておりません。その原因はまだわかつておりませんので、あわせて今早急に原因追及中でございます。わかりましたら、またご報告申し上げます。

それから、今後どこまでタンクつくるのかというご質問かと思いますけれども、今のところ40万トン弱のタンク数、数にして約1,000個ございます。それがほとんどいっぱいござりますけれども、これから平成28年までには80万トン分、約1,900個、2,000個弱です、そこまでつくる予定はござります。それについても、今後ではその先どうするのかという議論はもちろんありますので、まずはたまたま水を、汚い水をきれいにするという意味で、多核種除去設備というのがもう既に一つでき上がっておりますけれども、9月からまた試験運転をやりますけれども、それを増設をするという計画は、国の支援のもとに決まっております。まずは、たまたま水をきれいにするというのが一つ。

それから、ではタンクの数はどうするのかというものは、先ほど申し上げました赤羽副大臣以下の汚染水対策現地調整会議で、そこも含めて議論をすることになっておりまして、対策を考えてまいります。その中で、また決まったことはご報告させていただきたいと思います。今のところ決まっているのは80万トン分、約2,000個のタンクまでは敷地内につくるというところまでは決まっておりますあわせて、汚い水をさらに設備を増強してきれいにしていくというところまでは現在決まっておりますのでお話をできますけれども、それ以上のものは、また決まりましたらご報告させていただきます。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（黒沢英男君） ということは、この約2,000基ぐらいのものを28年までつくるということなのですが、敷地の割合からしたらそれほどまだ余力はあるのですか、この発電所内のタンク置き場というか。

○委員長（渡辺英博君） 副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 余力は多少はございます。ただ、正確な数字はちょっと、もしあれでしたら後で補足してもらいますけれども、ただそれ以外に先ほど申し上げました多核種除去装置、通称アルプスと呼んでいますけれども、その増設の用地も必要ですし、それから今、きょうちょっとご説明しませんでしたけれども、きのうの会議の議論の中で、地下水バイパス12本井戸を掘っているというお話を申し上げましたけれども、きのうの会議では、それ以外にもっと、例えば敷地境に鋼管矢板を打ち込んで、地下水の水道

を変えるような方策はどうなのだと、そんないろいろ幅広に議論は出ておりますので、そういうた
もし仮にそういう工事があるとすると、またそういうところのスペースも必要ですので、今のところ
タンクのスペースとしては、数にして約2,000個、80万トンということありますけれども、今後ど
ういう検討の中で、また余裕のある敷地をどう活用するかというのも議論が出てくると思いますので
きょうのところお答えできるのはそんなところでございます。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（黒沢英男君） 汚染水のこの多核種除去装置というのですか、除去装置の機械というのは、
相当これはもう使っても差し支えないぐらいに進んでいるものなのですか、その辺だけ。

○委員長（渡辺英博君） 副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 実
は、今アルプスと呼んでいる多核種除去設備は、既にでき上がっておりました3系統ございます。A、
B、Cと3系統ありますけれども、ただちょっと試験運転中にステンレス製のタンクがいろんな薬品
使うものですから、その薬品でちょっと穴があいたというのが発覚しまして、今それの補修をやって
おります。ステンレスのタンクの内側に薬品に強いゴムを張ると、そういうライニング措置をやって
おりますけれども、一応それがほとんど終わって、1系統だけ9月中には動かせるような、そんな見
通しを持っております。それをとにかく早く稼働して、少しでも汚い水をきれいにするということを
したいというふうに考えております。また、それについてもご報告させていただきます。

以上です。

○8番（黒沢英男君） 終わります。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

10番委員。

○10番（渡辺三男君） タンクの防水、水漏れ起こした状況ですが、300トンも漏れるほど気がつか
なかつたというのは、油タンクであれば防油堤みたいなものをつくっていながら、弁をあけっ放しに
しておいたがために気がつかなかつたというのが一番の原因なのかなと思うのです。そもそもそういう
運用の仕方でこれをつくったのか、つくった後で、単純な考えでコンクリートが乾いていたほうが
管理しやすいからといって、簡単にマニュアルをえていったのか、それが一番の原因だと思うので
す。本来であれば、コンクリートが乾いていたほうが当然管理しやすいかもしれないけれども、
パトロールも余り行われていなかつた状況で、300トンも漏れるほどわからなかつたというのは、そ
こが一番の原因だと思うのです。弁さえ閉まつていれば、水がたっぷりになっておかしいのではないか
かということでわかつたはずなのだけれども、最初の目的からえていったのが一番の問題なのかと思
うのです。副社長が何回も言っているように、今度国と一緒にになって抜本改革をしますよと言つ
ても、現場で決めたことが変わっていくと、また同じような状況が生まれるのです。それで、タンクそ

のものも2,000個までつくりますよと言つても、当初今回水漏れを起こしたタンクは、5年は大丈夫ですよというものが2年半でだめになつたと。施工的なミスなのか、材質的なミスなのか、その辺はまだわからないのでしょうかけれども、同じような材質のタンクも溶接したものでありますよね。それだって、では何年もつのかと。そういうことを考えたら、当初5年というものですから、当然もつてもそんなに、それ以上というのは考えられないのかなと思うのですが、その辺には今回全然触れませんでしたね。

あとFRPのタンクもあると思うのですが、そういうものであればさびにはもう完璧に強いですから、そういうもののほうが素人考で長もちするのかなと思うのです。抜本的改革幾らやつても、最初に改革したときのつくったマニュアルをきちんと守つていかないと、また同じ事故を繰り返しますので、その辺を十分検討しているのかどうか。まず、当初つくって水漏れを起こした防油堤みたいなものをつくった運用の仕方をどういうふうに考えてつくったのか教えてください。例えば間違った方向に、違った方向に行ったとすれば、どういう形でそういう考え方になったのか教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） ご質問ありがとうございます。

もうこれは、実際に漏れているわけですから、私ども弁解の余地はありません。やはり品質管理、それからパトロールの仕方、不備があったと言わざるを得ません。ただ、ドレン弁につきましては、開運用をするということは、これは実は当時の国、当時は保安員でしたけれども、保安員の方にも相談をした上で、そういう運用でいこうということになったものでありますので、我々が決めた、もともと決まっていたマニュアルを勝手に変えて運用したということではありません。もともとそういう運用をしようということで、国と調整した結果の運用で、結果としてこういうことになってしまったと。

それから、タンク5年はもつと、法兰ジ型はですね、法兰ジ型は5年もつと言われておりましたけれども、それが2年ちょっとで漏れてしまったということで、これはもうとにかくタンクは全数点検をし直すということ、それから水位計を全部つけるということ、それからもともと溶接型に対しては、法兰ジ型は非常に耐用年数が短いですから、そういうものはどんどんリプレイスする、悪いものはリプレイス、それから可能な限り溶接型に変えていくと、そういうことを今考えております。それ以外に、きのうの現地調整会議でも議論ありましたけれども、例えば先ほど佐藤が説明しましたけれども、堰をかさ上げすると、かさ上げするだけではだめだと、二重化するとかですね、あらゆる今リスクを考えて、そのリスクに対して二重、三重に対策を打っていくということで抜本対策をしていきたいというふうに考えておりますので、その辺もきちんと固まりましたら、またご報告申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（渡辺三男君） ありがとうございます。ぜひ今度は国と一つになって、金は幾ら投入しても止めますよということを世界に公約しているわけですが、ぜひそうしていただきたい。といいますのは、今もう2年半たっている状況の中で、要は帰れるような地区になってきたところになかなか人が戻らないと。一番の原因是、放射能セシウムが怖いからどうのこうの、今あるものが怖いからどうのこうのもありますが、今第一原発で起きている不安要素がいっぱいありますよね、汚染水の問題、廃炉なんかはもう30年、40年と言われている中で、またどういうことが起きるかわからないということで、町民はすべて流出していっているのです。表に出てうちを買ったり、土地を買ったり、もう戻ってこないという判断している人もいっぱいいるのです。それは一番の原因是、東京電力第一原発が落ちつかないというのが一番の原因なのです。その辺の原因を取り除くには、やはり約束をきちっと守るということが第一だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。要望しておきます。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） この汚染水問題は、オリンピック開催を左右するぐらいかなり重要な問題なので、地下貯水槽、これもだめ、ボルト型、これもだめ、それで溶接型に移すと、そういう話だと思います。それで、では溶接型だったらもう絶対大丈夫なのかと、そういったことに対してちょっと質問させてもらいたいのですけれども、さっき副社長は、ALPSできれいな水になると、そういうようなお話だったと思うのだけれども、この前原子力学者の話では、40年、50年研究しても、トリチウムは取れないと。これから汚染水はどんどん、どんどんふえていく。それで、大体80万トン、1,900基、こういったものを汚染水、幾らALPSにかけてもトリチウムは残ると。そのトリチウムの半減期、このトリチウムが残ったままで海洋に放出できるのかどうか、そういったところと、その溶接型のタンクの耐用年数、こういったものについて簡単に説明してください。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） ご質問ありがとうございました。

まず、先ほどの渡辺委員のお話も含めて、本当に皆さん方に大変なご迷惑、ご心配をおかけしていること、本当に申しわけなく思っております。町の復興にも妨げになっているということ、本当に深く反省しております。

そして、今のご質問でありますけれども、おっしゃるようにALPSを動かしても、最終的にトリチウムという水と同じ放射性物質は取れません、これはおっしゃるとおりであります。そのトリチウムについては、今後どうするかについては、これはもうまさに国と一体となって、それから海外のいろんな知見も導入して、これから研究をしながら対策を考えていまいります。決まりましたら、またご報告いたしますけれども、海に放出するのかということについては、そう問われれば今しませんと。

これは、関係の方、それから皆さんも含めて、ご了解が得られなければ海に放出することはできないというのが大原則であります。そういうことです。

いずれにしましても、今後今本当に国と一体となって、この対策が進み始めましたので、そういうものについては、これからもわかりやすくご説明をさせていただきたいと思いますので、またいろいろご指導いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 副社長、私の質問は、トリチウムの半減期、あとそのタンクの、溶接でつくるタンクの耐用年数、こういったものも教えてください。海に放出しないというのはわかりました。放出しないのであれば、何年で済むのか、何万年になるのか、その辺もちょっと知りたいので、教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 済みません、トリチウムの半減期については、ちょっと専門家から話を聞いてもらいますけれども、溶接型のタンクにつきましては、耐用年数は何年というのは、実はありません。というのもですね、溶接型タンクというのは、福島第一でももっと大きな溶接型のタンクは実はもう建設当初からつくったものがあります、ろ過水タンクなんていうのは8,000トンぐらい入っているタンクがありますけれども、そういったものは日々の点検の中で、さびが出れば補修をするということで、いわゆるつくったときの耐用年数と設計上の耐用年数は特に決まっておりません。今までそういうタンクから漏れた実績もございませんので、溶接型については、法兰ジ型に比べて圧倒的に信頼性が高まるとは思っておりますけれども、ただ安藤委員おっしゃるように、絶対はありませんので、絶対はありませんので、その絶対はないという前提でこれからもいろいろ対策を打ってまいります。

ちょっとトリチウムについては、ではよろしくお願ひします。

○福島第一原子力発電所放射線・環境部課長（岡村知巳君） トリチウムの半減期につきましては、約12年、もうちょっと正確に言うと12.3年ということで、大体12年と三、四ヶ月ということです。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） それでは、なければもう一つの資料、第一原子力発電所の現状と今後の対応についての説明をお願いいたします。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（林 幹夫君） それでは、別紙のほうから、ロードマップに関しましてのご説明をさせていただく予定でございますが、前回ご質問いただいた2点ほど案件がございまして、そちらのご回答をその前にさせていただくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○福島復興本社福島本部執行役員復興推進室室長（林 孝之君） 前回の特別委員会で渡辺委員よりご質問がありました、3月18日に発生した所内電源の停止、ネズミによる付着で停電した際に、共用プール建屋において、水が蒸発して、床が水滴でびしょびしょになったという話を現場の作業員から聞いたけれども、どうなのかというご質問がございました。そのご質問についてお答えします。

私も共用プールを当日パトロールした当社の社員、あるいは復旧操作に当たりました社員に確認しましたが、そのようなことはなかったということを確認しております。

それから、あと委託でもパトロールを行っておりまして、その業務日誌にはそういった記載がございませんでした。そのほか通報分ですか、あるいは緊急時対策本部の免震棟の通話の記録、そういったところにも記載がないということで、私どもが調査した限りでは、そういったようなことは確認できなかったということでございました。

回答は以上です。

○委員長（渡辺英博君） ただいまの回答に対し、1回質問を許します。

10番委員。

○10番（渡辺三男君） 回答ありがとうございます。

今の回答どおりであれば、非常に助かることですけれども、現場にいた人々は、何人かそういう話をしているのです。私も質問したわけですけれども、当然そういうことが起きているとすれば、その時点でそういう回答が前回出てきてもいいはずだったのですけれども、出てこなかつたということで、調査していただいたことに対しては非常にありがとうございました。ただ、現場の人々は、余りうそはつかないと私は思っているのです。といって、電力さんの人たちがうそついているということではないですけれども、そういう現場の声もありますので、今後そういう部分に格段と目を光させていただいて、我々の前に提供していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（渡辺英博君） それでは、引き続き説明をお願いいたします。

林室長。

○福島復興本社福島本部執行役員復興推進室室長（林 孝之君） 同じく前回の6月5日の特別委員会で、安藤副委員長のほうからご質問、ご意見がありました、町民の方々がそれぞれの思いの品があるので、できるだけバックグラウンドの低いところへ運んで、除染をしてくれないかというような趣旨のご質問がありました。私もこれについて答弁させていただきましたけれども、6月5日の言ったとおりでございまして、基本的にはできるものは我々させていただくということで、そのときにも例を挙げましたけれども、川内村や広野町で、我々ご支援ということで引っ越しのときのお手伝いということで、家の中にいさせてもらってモニタリングをしたり、除染をしたり、重いものを、倒れてい るものをもとに直したりということをさせていただいております。

当然富岡町さんの場合も同じような形でやらせていただければなと思っております。副委員長の趣旨は、まずバックグラウンドの低いところへ運んでもらいたいということなのですけれども、お運び

することはちょっと非常に難しいのかなと思っております。事前にご連絡をいただければ、今スクリーニング会場になっております毛薺、波倉のスクリーニング会場に我々が出向きまして、国ができないものも測定させてもらって、除染をさせていただくというようなことを考えております。ほかの町でも声としてあるのですけれども、非常に高齢者の方でなかなか会場に運べないという場合も出てくるかと思いますので、この場合は我々がご自宅へお伺いして、遮へいした形で線量測定をさせてもらうというようなことをやらせてもらえばなと思います。

回答は以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） ただいまの回答に対して、1回の質疑を許します。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 林室長、私が質問したのは、質問というかお願いした趣旨は、例えば川内のように自宅に赴いてということではなくて、例えば富岡とか大熊とか双葉とか、もう帰れない人たち、帰れないような人たちが、いわきとか県外とかに家を建てたとか、そういったときにせいぜい持つてこられるのは乗用車につけられるものしか持つてこられないから、そういったときに例えばテーブルとかそういう大きいもの、こういったものを自分の車で運べといつても無理だから、そういうことにもう2年半とか3年とか放つておけば、かなり線量も食っているので、プロの東京電力に除染してもらって、Jヴィレッジのようなところまで持ってきて、そういうことをやってくれないかという趣旨だったのです。1回しか質問できないというから、そういったことをできるかできないか、再度検討して、担当課のほうと話し合いを詰めてくださいよ、お願いします。

○委員長（渡辺英博君） 林室長。

○福島復興本社福島本部執行役員復興推進室室長（林 孝之君） 答弁許されればあれなのですけれども、運ぶというのは、非常に思い入れのある品でもありますので、我々は引っ越し業者ではないということで、そこまではなかなかできないので、我々が出向いてですね、線量をはからせていただいて、できる限り除染、スクリーニングをさせてもらえばなということで、町のほうにも再三お答えをさせていただいております。

○委員長（渡辺英博君） それでは、午後1時まで休議します。

休 議 （午前11時58分）

再 開 （午後 零時56分）

○委員長（渡辺英博君） それでは、定刻より若干早いですが、ただいまから再開いたします。

それでは、福島第一原子力発電所の現状と今後の対応についての説明をお願いします。

林室長。

○福島復興本社福島本部執行役員復興推進室室長（林 孝之君） それでは、林のほうから福島第一の発電所の現状と今後についてご説明をさせていただきます。

お手元のA3の資料2枚ものでよろしくお願ひいたします。それでは、まずこの資料の1枚目でございますけれども、原子炉と燃料プールの現状ということでございます。1号機から4号機までの状態を図にしてございます。前回から大きく変わっているところを中心に本日はご説明させていただきますが、一番右にございます4号機につきまして、燃料取り出し用の建屋と建屋カバー、燃料取り出し用の最上階の建屋カバーが構築されました。そういう状況でございます。原子炉につきましては、安定的に冷温停止状態を……

○委員長（渡辺英博君） 着席でお願いします。

○福島復興本社福島本部執行役員復興推進室室長（林 孝之君） 失礼します、着席させていただきます。

低温停止状態を維持してございます。約25度から50度といったところでございます。プールにつきましても、安定的に冷却が継続されております。

それから、原子炉建屋からの放射性物質の放出量につきましては、資料の上段の左のほうに記載がございますように、最大で0.1億ベクレル時間当たりという数値でございまして、これは昨年の2月からずっと同じ状況でございます。これによります敷地境界での被ばく線量につきましては、0.03ミリシーベルト、言いかえますと30マイクロシーベルト年間といった状態でございまして、安定した状態でございます。

なお、最近3号機の瓦れき撤去を進める上で、若干のちり状の放射性物質の飛散ということがございましたが、これについては飛散防止剤を対処する等の対策をしているところでございます。

次に、下の段でございますが、地震・津波対策状況ということでまとめてございますが、冷却系の多重化ということで、この7月に復水貯蔵タンクという、もともと各号機にございました予備のプラント水を備蓄しているタンクでございますが、このタンクを使用しての原子炉注水ということを7月から始めまして、これによりまして注水にかかるバックアップ機能の強化ということが行われることができました。これを行いましたことによりまして、消防車を含めまして、第6のバックアップまで注水機能を有すると。そして、水源につきまして4種類の水源があるということでございます。

そして、自然災害等によりまして、今後また発電所に非常に重大な影響が起こるということも想定してございます。地震や津波ということも想定しまして、一たん仮設の設備で注水している設備が津波等で流されるというようなことが起きて、それに対してこのバックアップの注水設備を使って再注水ということを実施できるように準備をしてございます。約3時間で1号機から3号機の消防車による注水が再開可能なように準備を整えてございます。必要な機材を高台の35メートルのところに備えるということ、私どもの職員約80名でこれが行えるように、必要な要員を常に免震重要棟に待機してございますとともに、定期的に実施に当たっての訓練を行っているということでございます。

続きまして、資料裏面の2ページ目をお願いいたします。廃炉に向きました中長期的な取り組み、ロードマップと呼んでいますけれども、こちらの改訂内容と、現在の進捗状況の中で特に重大な点を

ここで紹介させていただきます。

ここには非常に簡単なまとめ方をしておりますけれども、実際にその発電所につきましては、格納容器の中の内部の調査ですか、圧力抑制室の調査ですか、除染ですか、そういう廃炉に向けての準備作業を着々と進めておりますけれども、前回からの進捗ということで、今回このような内容でご用意させていただきました。

事故の収束に向けた道筋、当面の取り組み（ロードマップ）を2011年12月にまとめたわけですけれども、これにつきましてさらなる改訂ということで、茂木大臣からの指示を受けまして、6月27日に改訂版を取りまとめて公表をさせていただきました。その主な点につきまして、きょうはご紹介させていただきます。

第1次ロードマップ上の目標ということで、資料左側の上の欄に図がございますけれども、第1期、第2期、第3期というふうに工程は進んでまいります。現在は第1期ということでございまして、使用済み燃料プール内の燃料取り出し開始までの期間ということでございます。続きまして、その後に第2期、第3期と続きます。第2期につきましては、燃料デブリが、取り出しが開始されるまでの期間ということでございます。燃料デブリというのは、私どもの呼んでいる用語でございますが、損傷して今は冷えて固まった状態である、損傷炉心のことでございます。

改訂に際しての主要なポイントとしましては、号機ごとの状況を踏まえたスケジュールの検討、それから地元を始めとした国民各層とのコミュニケーションの強化、それから国際的な英知を結集する体制の本格整備ということがポイントでございます。各号機のスケジュールにつきましては、資料右側の真ん中に表がございますとおり、若干の前倒しが行われるだろうということで進めております。まず、使用済み燃料プールからの燃料取り出し、これにつきましては4号機につきまして、当初よりも1カ月前倒しという工程で進んでおります。それ以外につきましては、1号機と2号機の燃料デブリ取り出しというところの着手が、順調に進めば1年半ほど前倒しが行えて、2020年度上期から実施が可能ではないかということでございます。しかしながら、すべて順調に進んだということでございまして、例えば原子炉建屋の荷重等これから評価して、そのままの状態でデブリ取り出しができれば問題ないのですけれども、建屋のデブリ取り出しに際しての建物の補強ということが必要であれば、その分時間がかかるということになります。

最後に、資料下の段の左側でございますが、4号機燃料プール内の燃料取り出しに向けての準備作業でございます。その一番左に写真がございますけれども、天井クレーンと、それから燃料取り扱い機というものが設置されてございまして、11月からの燃料取り出しスタートに向けまして、順調に進んでおるところでございます。外観につきましては、その右側のお写真にございますように、カバーで覆われた状態でございます。

なお、建物の健全性につきましては、皆様に非常にご心配いただいているところでございますが、これまでのこの場での報告、結果等も変わりませんで、8月に6回目の建物の精密点検を行いました。

その結果、プールの傾き、建物の壁の傾きあるいはひび割れの状態、それからコンクリートの強度といったところにつきましては、前回までと特に変わりなく健全性が保たれているという結果でございました。

以上、簡単でございますが、ロードマップ上の前回までのご報告内容からの進捗状況についてご説明させていただきました。資料もう一枚ついてございますけれども、航空写真、発電所敷地全体を寫したものでございますが、ご参考までにこれをご用意させていただきました。敷地の南側につきましては、タンク群が見えると思います。それと、水処理で出てきた廃棄物等をこの敷地の南側に保管してございます。一方で、敷地の北側につきましては、赤い網かけがあるようなエリアにつきまして、瓦れきを保管しているというような状況でございます。

以上、簡単でございますが、現在のところの発電所の状況につきましてご紹介させていただきました。

○委員長（渡辺英博君） それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご意見ございませんか。

2番委員。

○2番（早川恒久君） 2ページの燃料デブリの取り出しについて伺いますが、1号機、2号機が1年半前倒しということなのですが、この1年半前倒しの根拠を教えていただきたいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 林室長。

○福島復興本社福島本部執行役員復興推進室室長（林 孝之君） 林のほうからお答えさせていただきます。

これもあくまで計画でございますので、極めて順調に、現在の1号機の建物の状態、それからそこに燃料取りかえ機をまた直して設置して、順調に工事が進んだ場合にそのようになるということでございまして、その詳細につきましては、また実施段階に当たって工程を見直すということもあり得るというふうには考えますが、ざっくりと、現在ロードマップを2011年12月に取りまとめた時期に、かなりアバウトな状態で計画を立てていたものに対しまして、実際に実行可能性を考えて工程を詰めますと1年半ということでございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（早川恒久君） 私も素人で詳しくはわからないのですけれども、燃料自体が今どこにどのような形で下に落ちているかということもわからない中で、1年半前倒しというのがちょっとよくわからないのですけれども、通常であれば燃料がどの程度まで下にメルトスルーして、どういう形で、どのような方法で取り出すまで、確認してから普通はこういった計画を立てるのではないかと思うのですけれども、それに関してはどのようにお考えでしょう。

○委員長（渡辺英博君） 林室長。

○福島復興本社福島本部執行役員復興推進室室長（林 孝之君） おっしゃるとおりだと思います。

まだ実際にデブリの状態が確認できているわけではないということも、そのとおりでございますし、これからその辺をやってまいります。しかしながら、まず一番最初にやるべきこととして考えておりますのは、格納容器の破損箇所を見つけて、その修理をするということが非常に重要な工程でございます。その辺は、この約10年の間に順調に行えるというふうな想定のもとに立ててございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（早川恒久君） 大変申しわけないですけれども、想定だけでこうやって1年半前倒ししていくということは、ほかの例えば県外の方から見て大分進んでいるので、廃炉に向けても大分早まっているのだなというイメージを持たれると思うのですよ。そういう面でも、実際に燃料もどこにあるかわからないのに、こういうふうに前倒しされることは、我々地元の住民にとって余り好ましくないと考えているのですけれども、その辺に関してはどうでしょう。

○委員長（渡辺英博君） 林室長。

○福島復興本社福島本部執行役員復興推進室室長（林 孝之君） ご指摘のとおりかと思います。前倒しありきということで進めるということには非常に気をつけなければいけないというふうに考えます。具体的に、この1年半の内訳を今ちょっとご説明できていない状態でお話ししているものですから、大変申しわけありません。今後1号機につきましては、まず建屋カバーを解体をして、それから瓦れきの撤去を行って、さらにそのデブリの取り出しが行えるような頑丈なカバーをつけ直すという工程がございます。この辺を具体的に引いていくと、結果して前倒しになっているということになります。それぞれの具体的な工程については、ちょっと割愛させていただきますけれども、最初にロードマップをまとめた段階では、そこまでの具体的な工程は引いていなかったというところもございまして、ある程度見通しが立ってこういう作業が必要だということを積み上げていくと、結果として1年半前倒しになると、そういういたした状況でございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（早川恒久君） 前倒ししていただくのは大変ありがたいことではあるのですが、やはり日本の国民に対して、特に県外の国民は、今汚染水問題で大分興味はあるようですけれども、この廃炉に関しては、今マスコミ、ニュース等でも全然やっていない状況ですので、やはり国民に対してしっかりとそういういたしたところをマスコミ、そういうところの場ではっきりと現状をしっかりと今後も話していただいて、国民に対してよく理解してもらうようにお願いしたいと思います。要望です。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

10番委員。

○10番（渡辺三男君） 2点ほどお聞きします。

私、常に疑問に思っていたのですが、原子力の炉の中の温度が常にばらつきがあると。ばらついていて当然なのかなと思うのですが、この表を見ますと、1から3号機までなのですけれども、1号機がもうほとんど溶け落ちているという状況ですよね、燃料が。そういう状況の中で33.3度で、残って

いる3号機が43度から41度くらいを推移しているということで、私逆に1号機が高くなつてもいいのかなと思うのですが、熱を出してありますので、その辺の状況をちょっとお教えください。

あと冷やす水ですね、第6までバックアップができたということで、5、6が消防車の注水ですね、ということなのですけれども、今回地震、津波に見舞われて、消防車なんかも全然入つていけないような状況があったのかなと思うのですが、同じような状況が生まれた場合に、今回のバックアップとして消防車の注水も可能なのかどうかお教えください。

○委員長（渡辺英博君） 林室長。

○福島復興本社福島本部執行役員復興推進室室長（林 孝之君） まず、温度の状況でございますが、ご指摘のとおり1号機につきましては、圧力容器からその下の格納容器のテーブルに落ちている量が多いというふうに私どもも推定しています、この図のようになっています。熱源の位置に左右されることもございます。数値の表の一番上の段は、原子炉圧力容器の底部の温度ということでございますので、熱源がまだ圧力容器の底部にたくさん残っている2号機、3号機のほうが、1号機よりも底の部分の温度が高いと。下に落ちている量が1号機のほうが多いのですけれども、34.1度ということで2号機、3号機に比べますと温度が低くなつてございます。これは、もともとの原子炉の大きさの違いがございます。1号機のほうが小さいわけですけれども、熱源からの温度計で計測している状況も、その距離の違いですか、先ほどの発熱量、熱源のそのものの物量、そういったことで差が生じておると思いますが、厳密にこれによってこの数度の差が出ているというところの説明までは、今のところできないのですけれども、例えば格納容器内温度としている上から2段目の温度も、この格納器の雰囲気内を非常に平均的にはかかる場所での結果ということでございますので、このような監視ができているということで、管理上は問題ないと思いますが、これ以外にも、この2つしか温度がはかれていませんというわけではありませんで、ほかにも複数の温度計がございます。2号機は、温度計が少なくなっていますけれども、そういったところがございますが、このような温度分布ということでなっているのだと思います。

あとバックアップでございますが、消防車での注水というのが最悪の状態でやらなければいけないこと、3.11のときに私たちも経験しました、津波瓦れきで近寄れないという、そういう状態であるということは私どもも認識してございますので、先ほど申し上げました職員による対応の中では、瓦れきを撤去するための重機の運転も私どもでできるようにということで準備をしてございます。まず、瓦れきから、津波瓦れきを片づけて、そして消防車等、それからホースがつなげるような状態をつくりながら、消防車による注水ということを含めまして約3時間ということで確認をしているところでございます。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（渡辺三男君） 1点目の温度の誤差、原子炉そのものの大きさも違うという答弁もありましたが、温度差がこれだけあるということは、何回か温度計の不ぐあいもあっていろいろ問題あったか

と思うのですが、より正確な数字出せるように努力していただきたいと思います。

あとバックアップの注水に関しては、確かに重機でも何でもできるようなオペレーターをそろえておけば、3時間以内の注水が可能といいますが、まだまだ方法あるのかと思うのです。この消防自動車そのものがどのくらいの配水能力があるのか、ホースどのくらいつなぐ、例えば100メートルとか300メートルとかつないでも、ある程度の圧力がかかるだけの能力があるのかどうか、その辺一番知りたいところなのですが、300メートルでも500メートルでも1キロでもつないでも、圧力はほとんど変わらないで配水能力ありますよということであれば、別に瓦れきどかさなくともホースだけ引いていけばいいわけですよね。その辺が一番問題解決には早いのかなと思うのですが、どのくらいの能力あるのですか、これ。

○委員長（渡辺英博君） 林室長。

○福島復興本社福島本部執行役員復興推進室室長（林 孝之君） 済みません、消防車の圧力ですね、ちょっと数値を失念してしまいましたが、3.11のときの対応におきましては、直列に3台ですね、つなぎまして注水を成功させてございます。したがいまして、ホースだけではなくて、やはり同じように消防車3台が直列につながないといけないというふうに考えてています。それによって、注水は達成できるということは、実際そういうようなことで対応しましたので、そのような対応になるというふうに想定しています。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（渡辺三男君） 3台をつながないとなかなか必要な圧力が出てこないということだとすればかなりこの辺の表現は、3時間で対応できるというのはかなり厳しいと思うのですが、その辺は第一原発でもう2年半前に経験しておりますから、経験の中から出してきた数字なのかなと思いますが、ぜひ圧力ですか、どのくらいまで能力があるのか調べて、300メートルとか500メートル離れたところから注水できるのであれば、それにこしたことないのかなと思いますので、ぜひその辺も調べておいてください。

○委員長（渡辺英博君） 林室長。

○福島復興本社福島本部執行役員復興推進室室長（林 孝之君） 確認して、またご説明させていただきます。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければですね、せっかくの機会でありますので、その他東京電力にご意見等ありましたらお願いします。

3番委員。

○3番（遠藤一善君） 済みません、その他なので賠償の話もいいですか。賠償の話でちょっとお聞きしたいことが何点かあるのですけれども、財物賠償で、当初賠償のときに建物の増築とか修理とか、

増改築の修理とかの契約書と領収書があればオッケーだということで、請求のほうには書かれていたかと思うのですけれども、それを出した後にですね、今度はその内容、見積もり明細を出せということで、それを出さなければ全く受け付けないというような随分厳しい対応をされているようですが、現実に富岡は津波で流されたところ、やはりあります、業者さんとか。当然必ずしも大きなところだけがやっているわけではなくて、一般の大工さんとか、一般の職人さんとかが直している場合もあるわけで、そういう人たちが何年も前の見積もりの明細ですから、そういうものを出せということで相当厳しくされている。

それから、お客様が領収書が見つからないというときに、業者のほうに領収書の控えをないかということを聞くのですが、当然おわかりだと思うのですけれども、領収書は2枚はありません。ですから、業者側が持っているのは領収書の控えです。それに対しても何か細かいところで、やれ判こがないだ、やれサインがないだとかいろいろ言ってくるのですが、基本的には領収書の原本のほうに判ことかそういうもの押してあって、控えのほうにわざわざそういうのをやっているというのは、個人の人だとそういうのは余りないわけです。そういうような状態が相当聞いているし、僕のところにも見積もり明細書を出してくれという話があるのですが、領収書も信用できないとは言わないのですけれども、お宅の控えの領収書ではだめだ、もう一回本人に対して探してこいというような話をしているということで、本来ならば、そのときに言ったのですけれども、おたくらのほうで、広野に復興本社があるのだから、僕四倉にいるから、うちの領収書の残っている控えのやつ見に来てくれればいいのだよと言ったのですけれども、そんなのも一向に対応しない。お客様には強気の発言をする、その辺どういうふうな考え方で領収書の明細を出せ、これは例えば双葉町はともかくとして、浪江町とか大熊町とか双葉町の津波で、楓葉町もそうですけれども、なくなってしまったところの業者に対しても、やった工事に対しても明細を出せと言っているのですか、そこをちょっと答えてください。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 賠償の問題でございますけれども、個別の問題については、ちょっと一つ一つお答えはしかねるところもありますけれども、一般論として、賠償でございますので、やはりそれなりの証書を求めるというのは、これはもう当然いたし方ないと思います。そこは、何らかの書類がなければお支払いはできないというのは、これはもう一般的にいたし方ないというふうに思っております。

それから、見に来いというお話があれば、場合によってはこちらからご自宅にお邪魔する場合もありますし、それはもうまさにケース・バイ・ケースなので、ちょっと一概にお答えできませんので、個別にそういうお話があれば、具体的にご相談をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（渡辺英博君） 3番委員。

○3番（遠藤一善君） 個別の人方がそういうことを言われているから言っているだけです、それが1

人、2人ではないから。契約書と領収書という形で印字されていなかったのですか、請求明細書を出してくださいと最初から印字されていたのですか、されていれば、最初から僕らもある程度用意できるものは用意しますよ。

それから、答えになつてないですけれども、津波で流されてしまった書類はどうしろと言つていいのですか。それも個別ではないでしょう、1件、2件の話ではないのですから。そういう場合はどうしているのですか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 津波の場合は、1件1件ご相談をさせていただいていると思います。それは、もうまさに賠償は個別個別のお話でございますので、個別にご相談いただいたときに、個別にご相談に応じているということでございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番委員。

○3番（遠藤一善君） 個別の意味がわからないのですけれども、僕は持っているほうの話をしているのですよ、本人は持っていないですよ。では何で、その家が津波で流されてなくたって、業者さんがそのものを頼まれたときに、業者さんのほうで書類が残っていないところにもかかわらず、うちは流れていのないだと言つても、いや、明細書出せと言われているから何とかしてくれと、お客様が言つてきているのは、それは個別にそういうことをしているのではないですか。では、そういう人に対してはここではつきりください、そういう人に対しては、もう要らないと言つていってください、ここで。そうしたら、僕も聞かれた人に対して、そういう業者さんに対して、うちは書類がないから出せないと言えば、東電で大丈夫だというふうに話をしますので。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 申しわけありませんけれども、この場でそういうことはお答えできません。というのも、この賠償はお一人お一人との契約ですから、それは一般論で語られませんので、そういうお宅があれば、個別に教えていただくなり何なり、私どもがお伺いして個別にお話をさせていただきます。この場でできる、できないというお話はお答えできませんので、あしからずよろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

10番委員。

○10番（渡辺三男君） 関連ですけれども、ちょっと考え方をお聞きしたいのです。例えば20年たつたうちがリフォームかけて、300万円かけたというものに対して、今言ったように見積もりとか領収書とか、そういうもの出しなさいよと言つてあるみたいなのですけれども、例えば300万円かけた領収書があったとすれば、東電さんが算出してくる、20年たつたうちに対して算出してくる金額に、そのリフォームかけた300万円が上乗せになるのかどうか。そのリフォームしたとかいう場合に、そ

いうものを出せと言っている、その中身が知りたいのです。上乗せになるのであれば、当然出せば得ですけれども、実際は上乗せにならないでしょう。その辺の賠償の方式がわかれれば聞きたいのです。といいますのは、やっぱりいろんな人に聞くと、いっぱいそういうことがあるみたいなのです、領収書を出してくださいとか見積書、請求書、人によっては領収書だけでいいよとか、人によっては3つそろって出してくださいとか、私不思議なのは、それ出してどういう意味があるのかなと。登記されていない建物をつくったときに、ここにうちでは倉庫があるのでよと言ったときに、では本當にあるかどうか請求書、見積書、領収書、そういうものを全部出してくださいというのであれば、あるかないかの確認で私はわかるのかなと思うのですが、登記されている物件に関しては、300万円とか500万円のリフォーム代を出しても、それだけ上乗せにならないのではないかと私は理解しています。その辺どうなのですか、上乗せになるのですか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 賠償の問題はですね、ちょっと一般論でお答えしづらいところもありますので、具体的にどういうお宅で、どういう状況で、どういうご事情でそういう、例えばリフォームがあった、それはひとつ丁寧にお伺いした上で判断をしているというのが原則でございますので、一般論でちょっとお答えしづらいところがございます。ですから、ぜひ具体的に、そうやっておっしゃっている方がいらっしゃるのであれば教えていただいて、私どもから連絡をとるなりもしますので、具体的にご相談させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（渡辺三男君） では、具体的にちょっと言いますので、私ごとでお聞きします。

私のところで、宅地になっている場所もそうだし、宅地になっていない雑地とか山林の場所に建物建っている部分もあるのです。登記はしていないのです。登記していないがために、登記簿とかそういうのを見ても建物があるかどうかわからないと。実際あるのですよということで、では簡単な図面とつくった費用を出して下さいということで出した経緯があるのです。そうだとすれば、リフォームもあるのです、宅地になっている部分にリフォームした部分もあるのです。そのリフォーム代も出しました。それが、リフォーム代が賠償に上乗せになりますかということを聞いています。

○委員長（渡辺英博君） 中村部長。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター部長（中村 剛君） ただいまのご質問でございますが、宅地、雑種地、山林等に存在する登記されていない建物へのリフォーム代というご質問でよろしいかと……

○10番（渡辺三男君） されている部分。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター部長（中村 剛君） されている部分、失礼しました。ただいまリフォームというふうにおっしゃっていただいたのですが、実はリフォームの中にも、建物

本来の価値を上げていただいたような工事ですとか、逆に外装、外壁を塗って、数年に1回手を入れていただくようなものも含めて、一概にリフォームというふうに言われてしまう傾向がございますので、先ほど石崎が申し上げたようにですね、リフォームと称される工事をされた場合は、やはり見積書ですか、工事の明細等を見させていただいて、建物の価値にどういう形で影響を及ぼしているのか見させた上で算定をさせていただくということでございますので、大変申しわけございませんが、現在お出しをいただいている見積もりですか、そういったものの内容を精査をさせていただいた上で、どういった形で価格に反映をさせていただくかということをご回答させていただくというような形になりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（渡辺三男君） わかりました。全くそのとおりなのかなと思うのですが、登記しているものに対しては、例えばその建物の価値を上げるリフォームをやった場合といいますが、賠償センターのほうでは年数で切っていますよね、もう。年数以外のものは提示していないですよね。リフォームしたら価値が上がったという試算は、現地評価に持っているみたいですね。だから、そういうものをはっきり言ってもらえばいいのですよ、そういうもの出していただければ、現地評価して判断しますよと、そこまで言わないから困ります。宅地になっていないところに建っているもの、当初は固定資産税、宅地並み課税されなければ払いますよと、当初は言っていたものを、今宅地にならないものは全部省いていますよね。勝手に国か東京電力かの都合によってねじ曲がっていくということが私は理解できないのです。町では、税金は宅地並み課税しておきながら、これは宅地ではないからだめだよ、ではどちらかが詐欺になってしまってしょう、宅地でないもの宅地並み課税で税金取っているということは。その辺に大きな私は問題あると思いますよ。

あと説明するときには、きちんと現地評価するのであれば、そういうもの出していただければ現地評価しますよと、そこまできちんと言つていただかない、現地評価を選ぶ人は少ないのでよ。といいますのは、時間がどれだけかかるかわからないということで、できれば現地評価は選びたくないという人が多いのです。そういうこときちんと説明してもらわないと困ります。ということを要望しておきます。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。

○10番（渡辺三男君） 要望でいいです。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

1番委員。

○1番（堀本典明君） 私のほうは家賃の賠償の件でちょっとお伺いしたいのですが、借り上げ住宅等から引っ越しする場合、借り上げ制度とか終了していると家賃賠償になると思うのですが、例えばそれ県内、県外、それぞれ地域ごとに基準額等多分お持ちだと思うのですが、それが例えば引っ越しがどうしても必要になってしまって、その基準額を取りたいというような問い合わせがあった場合は

それは教えていただくことって、今のところそういうのはきちんとお知らせしているかどうかというのを聞きたいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 事務所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（野口栄一君） 野口でございます。

家賃の賠償につきましては、個別のご家族の人数とか、その他どういう方がお住まいなのか、それによっても変わっておりまして、個別にお申し出いただいたものに対してお答えをしています。ただ、事前にお幾らですというのは、ちょっと今お答えできない状況でございますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（渡辺英博君） 1番委員。

○1番（堀本典明君） やっぱり私のほうもちょっとそれを聞いた話があって、どうしてもいろいろな事情があって引っ越しをせざるを得ないということで、問い合わせをした中でちょっと今の基準額というのを教えてもらえないで、引っ越ししたときに引っ越し先の家賃がちょっと高目であったというようなことで、やはり差額生じてしまうので、どうしてもなかなか今厳しい状況の中で、差額支払っていくというのも大変なので、やはりそういう家賃等に関しては、あらかじめ基準額等、家族構成等も伝えたというふうに言っておりますので、そういった場合に教えていただいたほうが非常に探しやすいと思うのです。それは、ぜひ教えて、知らせたほうがいいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 同じような件は、私も直接ある方からお話をいただきました。私がそのときにどういうやりとりがあったのかを逐一全部確認しました。やはり今議員がおっしゃるように、ご本人様が何回も問い合わせをしたにもかかわらず、私どもの係の者は、いわゆる上限額ですけれども、家族構成による上限額をお知らせしなかったという経緯がありました。それはもう事実であります。なぜお知らせしなかったかというのは、やはりちょっと、私どもの運用の仕方が非常に不親切だったかというふうに私自身は反省をしております。ということで、私どもはやはり皆さん方の立場に沿った、なるべく基準に沿わざるを得ないという我々も立場があるのですけれども、とにかくやはりよくお話を伺った上で、丁寧な対応をすべきだと思いますので、ご指摘の点はこれからも改善していきたいと思います。それだけは、この場でお話をさせていただきます。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 午前中、私1回しかしゃべれなくて、途中で終わってしまったから林室長に質問させてください。

原陪審とかそういう基準に基づいて、今東京電力は賠償しています。結局私が言いたいのは、住民

に迷惑をかけた東京電力として何をやってくれるのだろう、住民に対して。自宅まで行って物を運んで、それをきれいにふいてやる、これはできませんというようなさつき話だったのですけれども、であれば、そのバックグラウンドの低いところでちゃんときれいにふいてくれる作業、Jヴィレッジとか第二原発入り口とか、住民がそこまで持つてくればきれいにふいて、ちゃんとサービスして大丈夫ですよと、そのサービスはやってくれるのですか。

○委員長（渡辺英博君） 林室長。

○福島復興本社福島本部執行役員復興推進室室長（林 孝之君） ちょっと私も早口で言葉足らずだったのですけれども、副委員長の趣旨が運ぶというところにちょっと重きを置いてしまったのかもわからないのですけれども、運ぶものとしてはいろいろなものがやっぱり現実的に出てきてしまうので、何か我々が傷つけたりとか壊したりということがあってはまずいということで、また車の台数等々も含めて、また運転のことも含めて、運ぶということはちょっと難しいですと。今現在もやっているつもりなのですけれども、スクリーニング会場であります毛薙、波倉に持ってきていただければですねそこは我々がいる限りそこでスクリーニングし、除染もさせてもらうというようなことはやらせていただきたいと思っております。かつ、これは先ほど申し述べましたけれども、お年寄りの中に、これは現実的にあるお話になるのですけれども、運べないというケースが今もございます。そういうときは、お宅へお邪魔して、そこで、線量が高いところがありますけれども、そこは我々の器具を使って線量をシャットアウトしながら線量を測定させていただくと。毛薙、波倉もバックグラウンドとしては非常に、テントも張ってありまして低いので、そこはご心配ないかと思いますので、そういうご理解でいただけるとありがたいなと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） これはお願いなのですけれども、基準に基づいてとか、決まりに基づいてとか、そういうことではなくて、やはり住民もいろんな、高齢者もいれば、ひとり暮らしがいたり、いろんな人いますので、今副社長が言ったように、個別個別に応じて、そのサービス、結局東京電力の誠意、そういうものは見せてくださいよ、努力しているのだという姿、全然私には感じることができないので、そういうこときっちりやってください。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。

○副委員長（安藤正純君） はい。

○委員長（渡辺英博君） 要望です。

○福島復興本社福島本部執行役員復興推進室室長（林 孝之君） はい、わかりました。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、3番委員、一度だけ。

○3番（遠藤一善君） 先ほどのが個別対応ということでお話ですが、何せ個別対応、個別対応ということで、いつも石崎副社長逃げられますが、今僕が話しているようなことは、個別対応ではなくて、きっちとしたルールにしてほしいのです。なぜかといいますと、東京電力さんは相当優秀な職員をお持ちのようですが、それであっても賠償の電話に出る人は、人によって全く違うことを言うことが時々あるわけです。そういうのは、僕らに対してきっちとルールを決めていない。住民側だって、ルールがあって、ルールにのっとって物を出しなさいと言われて、最初にそれをちゃんと探せるだけ探して出すわけです。最初にこれを出してくださいというから出した、そうしたら今度は、これを出してください、今度はこれを出してください、ありません、だめです。そんな話の連続なわけです。大体にしてみんなが思うことは、電話の対応が上から目線で、何で我々があなた方に、東電側に迷惑かけられているのに、あれ出せ、これ出せと言われなければいけないのだ。1回出しているのだったら、おまえらのほうで来いよと。うちに来ればわかるし、物がないのもわかる、探せないものは探せないのだと。それをだめだ、だめだ、だめだと、それはもう石崎さんが言うように、「個別で対応します」という言葉で逃げているから、そういうことが平気でまかり通っているのが現実です。

石崎さん、では1,000人、2,000人の話全部聞いてくれるのですか、そんなことやっている暇ないでしょう。ということは、やっぱりルールをきっちと決めなければいけないです。頼まれる、言われる業者のほうだって大変なのですよ、1回1回。ないものはない、探すものは探す、ないのですと言ったって、だめだと言っているから何とかしてくれ、その繰り返しですよ。やっぱり、ではもう見積書をつくるしかないのかという話になってくるわけですよ、思い出して。だけれども、そんなの正確ではない。何をしたくて出せと言っているのかがわからないし、ないものを出せと言ってもわからないし、それだったらば、きっちとやっぱりルールを決めてもらわないと、みんな何回も何回もそれで時間とられて、物探してやっている。しかも、10年前のもの探せと言われたって、ないときもあるわけです。二、三年前に会社が移動したりとか、引っ越ししたりしていれば、物が全部そろっているとは限らないわけです。

そういうことをきっちとルールにしてもらわないと、おたくらの窓口の人たちはそれがばらばらです、ばらばらだからみんな困るわけです。それを個別で、個別でと言われたって、個別にならないです。そこをきっちとやっていただきたいということがあります。絶対にこれは、そういう提出させるものなんていうのはルール決めてくれればいいのです。ないときはこうしてくださいと、きっちと決めてくれればいいのです。それが何で一々個別でなければできないという、その理由がわからない。ルールなしに適当に言っているからそういうことになるのです、いろんなところで状況が変わってくるのです。ルールはないのでしょうか、適当にやっているのでしょうか、だからこういうことが起きるのではないかですか。ルールを決めるつもりがあるのかないのか、きっちと公表するつもりがあるのかないのか、もう一度石崎副社長にお伺いします。

○委員長（渡辺英博君） 最後の質問ですので、きちっとお答えください。

石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今議員のお話、よくわかりました。そういうご趣旨であるということであれば、私どもルールは一応は用意してございます。ただ、ルールが徹底されていないという問題が一つうかがい知れます。実際そういうケースが多々あるというのは、私も直接お話を伺っていますので、そういう点はしっかりと改善してまいります。

それから、ルールそのものがまだ足りないとか、不備だとか、そういう点があるのだとすれば、そこはもうしっかりと改善しなければいけませんので、その点も含めてこれからしっかりともう一回チェックをして対応させていただきます。

それから、電話での対応が非常にまずいというお叱りは、私も直接いろいろまたこれも聞いております。本当に申しわけないと思います。これ言いわけじみた話になってしまいますけれども、賠償業務は、社員だけではちょっと足りなくて、委託や派遣の方にお願いをしたりしているケースもありますし、そういう方は福島でのご縁がほとんどない人が多くて、例えば地名を言われてもピンと来ないとか、そういう点も含めて、いろいろやはり我々ちょっと足りないところがあるというのも認識しておりますので、少なくとも悪いところはこれからもしっかりと改善していく努力を私も先頭を切ってやってまいりますので、ご趣旨よくわかりましたので、今までの失礼はどうぞお許しいただいたいと思いますし、これからしっかりと改善してまいります。ありがとうございました。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければですね、以上で付議事件を終了いたします。

東京電力の石崎副社長を初め、担当者の皆さんには大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休 議 (午後 1時46分)

再 開 (午後 1時52分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

付議事件3、除染実施区域の除染計画及び仮置き場等についてを議題といたします。

本日の説明出席者は、環境省福島環境再生事務所本部長、高橋康夫、放射能汚染対策課 若松佳紀、復興庁福島復興局次長、高橋直人です。

簡単に環境省を代表いたしまして、高橋康夫さん、復興庁を代表いたしまして、高橋直人さんに挨拶をいただき、その後自己紹介をいただいて説明願います。よろしくお願ひします。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 皆さん、こんにちは。環境省福島環境再生本部

長の高橋と申します。前任の森谷を引き継ぎまして、4月から福島で勤務をしてございます。よろしくお願ひ申し上げます。

一言申し上げたいと思います。まずは、明日で発災から2年半ということで、富岡町の皆さんにおかれましては大変長い期間、避難生活のご苦労をされておりますことを改めて心からお見舞い申し上げます。また、除染の作業が計画より大分おくれております。大変皆様にご心配、ご不安をおかけしておりますことを改めておわびを申し上げます。きょう、このような時間をいただきましたので、私ども今準備を進めております除染の作業、関連する仮置き場、あるいはその廃棄物の関係の状況をご説明させていただきたいと思います。

昨年来、前任の森谷いたところからですね、いろいろと除染あるいは仮置き場の確保についてご相談させていただきました。関係の皆様方、大変ご理解とご協力を賜りまして、おかげさまで当面の除染に必要な仮置き場の確保にはめどがついてまいりました。そういうことで、ことし6月ですけれども、本格除染の発注を初めてさせていただきまして、先般事業者も決まったところでございます。これからまた地域の皆様方によくご説明をしながら、除染のための作業に入っていければと思っておりますので、きょういろいろとまたご説明させていただきたいと思いますけれども、ご理解賜ればと思います。

また、きょうちょうどですね、除染のスケジュールの見直しということを、これは大臣の指示で見直しをしておりましたものを、きょうまさに夕方大臣から、3時過ぎだと思うのですけれども、発表することになっております。当初、24年度、25年度の2カ年で除染を終えるという目標で取り組んでまいりましたけれども、市町村によってかなり進捗に差が出てまいりました。そういうことも踏まえて、今般スケジュールの見直しをさせていただきました。その結果も、きょうご説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございます。

それでは、復興庁を代表しまして、高橋直人さん、挨拶をお願いします。

○復興庁福島復興局次長（高橋直人君） 福島復興局次長の高橋でございます。

まずは、先ほど高橋本部長のほうからも申し上げましたけれども、この2年6カ月、皆様方には引き続き避難生活を強いているということにつきましては、本当におわび申し上げます。私どもといたしましても、皆様が一日も早く富岡町に戻れるよう復興に尽力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） それでは、早速説明をお願いしたいと思います。

○復興庁福島復興局次長（高橋直人君） では、座ったままで済みませんが、失礼します。

お手元にA4横のカラーの資料と、それからA3の地図をお配りしておりますので、ごらんをいただきたいと思います。A4の資料をめくっていただきたいと思いますけれども、まず富岡町除染実施

計画の概要というページがございます。除染実施計画につきましては、実はことしの6月に策定をさせていただきました。その内容でございます。除染の方針とございますけれども、これは基本的には全体に共通する、市町村にも共通する方針でございますけれども、基本的に50ミリシーベルト未満の地域、具体的には居住制限区域と避難指示解除準備区域を対象に、住居、農用地及びその近隣の森林等、いわゆる生活圏について速やかに除染を実施するというのがまずございます。50ミリを超える、いわゆる帰還困難区域につきましては、この復興・帰還に係る取り組み等十分整合をとりつつ、帰還時期に応じて必要な対策を行うということで、当面はこの帰還困難区域は本格除染の対象とはしていないということでございます。

除染の目標でございますけれども、今現時点で効果が明らかに実証されているという方法を活用いたしまして、できる限り空間線量の低減を図るということで取り組んでおります。目標としては、ここに2つございますけれども、年間20ミリシーベルトを超える地域については、まずは20ミリシーベルト以下になることを目指して除染をするということでございます。ただ、線量の高い区域については、若干時間がかかることがあるということが書いてございます。また、20ミリシーベルトを切っている地域につきましては、これは自然的な減衰も含めて、長期的にでございますけれども、1ミリシーベルト以下となることを目指すということを目標として掲げてございます。ただ、この数字だけですと少しあまりににくいものですから、この実施計画の中では目安を示してございます。この表にございますように、除染前の年間の線量ごとに、おおむねこのぐらい、今の技術であれば下がる見通しだというような目安も示してございます。そういうものも見ながら、とにかく除染をしっかりやって、線量をできるだけ下げるということでございます。

対象期間でございますけれども、この6月時点で策定した計画は、これは冒頭申し上げましたけれども、当初の方針が24、25年度、2カ年でその除染を終えるという全体的な方針がございましたものですから、26年3月まで、25年度いっぱいで計画をつくってございます。ただ、非常に作業がたくさんあって時間がかかるということもございますので、想定されましたので、ここにございますように、まさにきょう発表いたしましたけれども、この夏に行う除染の実施状況の点検、スケジュールの見直し、これを踏まえてこの対象期間については見直しを行うという見直し条項を入れてございます。

そういうことで、この見直しの結果をご説明したいと思いますけれども、次のページが除染のスケジュールの見直しということで、本日発表するものでございます。このページが本日発表する内容の概要全体を示したものでございます。一番上の四角にございますように、これまで一律に2年間で終えると設定をしていました除染の目標を改めまして、町のそれぞれの状況、復興の動き等を踏まえて、町の状況に応じた除染のスケジュールにしていくということでございますし、またこれから復興計画の具体化ということで、そういうものとの対応もとりながら、加速化・円滑化を図っていくということで、今回見直しを行っております。橙の四角でございますけれども、国直轄の除染につきまして、除染の進捗状況を点検いたしまして、町の状況に応じて、地元とも相談の上、年内を目途にスケジュ

ールを見直すということを今回決めております。また、そのインフラ復旧等の復興の動きと連携をした除染を推進するということでございます。

富岡町の具体的な中身に入る前に、全体的なことをちょっと説明しておきたいと思いますけれども、この緑側の四角でございますけれども、これまで幾つかいろんな宿題がありましたけれども、その中で、計画の除染が終わった後どうするのかと、いわゆる再除染をするのかどうかというようなことが非常に言われております。これについては、フォローアップということで書いてございますけれども、まずはその計画の除染が終わった後、必要な事後モニタリングをしっかり行って、除染の効果が維持されているかどうか。一度除染したところが、またその線量が上がったりしていないかどうか、あるいは除染をやり漏れたところがないかどうか、こういうようなことをしっかりとモニタリングをするというのが、まず第一でございます。それによりまして、新たな汚染、除染した後、場合によっては上流から汚染物が流れてきて、それがたまって線量が上がってしまうというようなことが万が一あるかもしれません。そういう地点が見つかった場合には、線量に応じてフォローアップの除染を行うということを、方向性を今回出してございます。具体的にどういう場合に、ではこのフォローアップの除染を行うかという具体的な基準など、考え方については、既に除染が終わった田村市の事例なども踏まえて、今後明確にしていきたいと思っております。

また、線量をどこまで下げるかということについてでございますけれども、ちょっと小さな字で米印でございますけれども、今原災本部の中で、線量水準に応じた防護措置という検討をしてございます。この結論が年内には出るというふうに言われておりますけれども、こういう結果も踏まえて、フォローアップの除染についてはさらに考え方を明らかにしていきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、その下の青い四角でございますけれども、森林、それから帰還困難区域の考え方についても今回取りまとめに含めております。森林については、現在の除染の考え方といたしましては、いわゆる住宅等の生活圏から20メートルの範囲内の森林を除染すると。具体的には、森林の地面に落ちている落ち葉等の堆積物、こういうものを除去していくというのが基本でございますけれども、それだけでは十分効果が出ない場合ということも想定をされます。その場合に追加的な除染を行うということ、あるいは森林に取り囲まれた谷合いのような、そういう森林が覆いかぶさっているような、そういうような特殊な地形の場合に、場合によっては20メートルの除染では十分効果が出ないというようなこともあります。そういう場合には、例外的にさらに広げて除染を行うというようなことも可能にしていくと、こういうような考え方を今回打ち出してございます。

また、ほだ場については、これは日常的に使っているということで、そういうところも除染の対象にするとか、あとさらに広い、森林全体については、これは環境省だけではなくて、林野庁といろいろと連携をして取り組んでいきたいと思っておりますけれども、特に森林から生活圏に放射性物質が流出、拡散するようなことがあれば、その辺についても実態を調べていって、試行事業などを行いな

がら、その流出・拡散防止対策というものを進めていくと、こういう考え方を今回出しております。

また、帰還困難区域につきましては、モデル事業を今実施しております。具体的には、浪江町と双葉町で今モデル事業を行っておりますけれども、そういう結果も踏まえて、モデル事業の結果あるいはそれぞれの市町村の復興計画の絵姿、また帰還困難区域といつても線量にはいろいろばらつきがございます。そういうような状況も踏まえて、除染を検討していきたいと思っております。

あと左側の四角でございますけれども、これらを進めるための加速化・円滑化のための施策ということで、効果的・効率的な除染を実施をしていく、いろんな新技術の活用も含めて、より効果的な除染を目指していく。それから、やはり仮置き場の確保と住民の方の同意をいただくということが除染の大前提でございますけれども、これをいただくにはいろいろとやはり非常に地元の皆様への説明とか、調整に手間暇かかります。その辺の体制の強化というようなものも、私どもも含めて、事務所も含めて、さらにやっていきたいと思っております。また、除染に関連してそれぞれの市町村からいろんな要望をいただいている。富岡町の場合にも、建物の解体というようなことについてのご要望もいただいております。こういうものについても対応して、きちんと検討していくということをうたつております。

それで、これをめくっていただきまして、次のページが今回各直轄の11市町村でございますけれども、それぞれの市町村ごとにスケジュールの見直しをやらせていただきました。それぞれの町、富岡町の当局ともいろいろと意見交換をさせていただきながら、見直しをさせていただいた結果をまとめております。進捗状況としてはここにございますように、仮置き場については、約半分程度の仮置き場の用地の確保のめどがついているというところでございますけれども、同意取得等はこれから、まさに準備をしているところでございますし、本格除染の作業については、事業者がやっと決まったところということで、作業としては準備中ということでございます。今後非常に広い面積の除染が必要になるということ、それから仮置き場の確保も、さらに半分程度必要になってくる、それから当然同意取得も必要になってくるということでございます。

右上の復興との連携ということで、特にインフラ復旧との一体的な施工というのは、これから非常に重要になってくるだろうというふうに考えております。当然仮置き場と同意の取得は前提ということでございますけれども、一番右下、これは今回のいわば結論ということになるのでございますけれども、本格除染が平成26年度以降に及ぶという見通しであるということでございます。では、具体的にどういう形でいつまでにやるのかと。これについては、今回の見直しではそこまで詳細が詰めることはできませんでした。これについては、町と引き続き調整を、ご相談をさせていただきながら、具体的には先ほど最初に説明した、ことし6月に策定をいたしました富岡町の除染実施計画、この計画を見直すという作業を年内を目途に実施する中で、より具体的な除染計画、新しい除染計画というものをつくっていきたいというふうに思っています。

以上が計画、それからスケジュールの見直しについてのご説明でございます。

それでは、具体的に富岡町における除染の中身についてご説明をしたいと思います。次の5ページでございますけれども、富岡町における除染の工程というポンチございます。これは、以前から同じような資料でご説明させていただいておりますけれども、これでご説明したいと思います。全体の流れでございますけれども、まずは敷地等への立ち入りのお願いということで、除染の前提として、建物、土地等の状況調査を行う必要がありますので、敷地への立ち入りについてのまずお願いをしております。それを踏まえて、放射線モニタリング調査、それから土地・建物等の状況調査というものをやるわけでございます。簡単には、このモニタリング調査は家の外でございますけれども、調査を行う、敷地内の線量を調査をする、それから建物の状況、数量、除染が可能かどうか、損壊箇所、こういうものを調査をいたします。

それを踏まえまして、それぞれの除染の対象区域にあるお宅1件1件について、そのお宅とどういう形で、どういう方法で除染するのかという除染計画書と同意書の案というものをつくるという作業をいたします。この準備ができますと、それぞれの皆様方にその除染方法をご説明をして、除染の同意についてお考えをいただくと、同意いただくということをいたします。これは、個別に、できればそれぞれの現場に立ち会っていただいて、具体的に現場でご説明をしながらご理解をいただきて、同意いただくというプロセスをやりたいと思っております。

今私ども、後ほど説明いたしますけれども、富岡町の本格除染、とりあえず富岡川の南の地域について、今事業者が決まっておりますけれども、そこについて、今この黄色く書いてございますけれども、除染方法のご説明、除染の同意をお願いするための準備を今整いつつあると、この黄色のプロセスにできれば入っていきたいという状況になってございます。同意いただきますと、その中身に沿って具体的に事業者が除染の作業を行います。その結果、線量がどこまで下がったかというようなことについてモニタリングを行いまして、それぞれの関係に、地権者の方に結果をご報告するということが一応全体のプロセスでございます。

先ほど申しました、前のページの黄色いところですね、この同意取得を今これから進めていければと思っておりますけれども、今私どもが町ともご相談をさせていただきながら考えている手順というのが、この6ページに書いてございます。まず、これ実は区長会からも非常に強い要望をいただきまして、行政区ごとに住民説明会をやってほしいという強いご要望がございました。それを踏まえまして、できれば今月末ぐらいから行政区ごとに各区長さんとも日程等ご相談の上、住民説明会をさせていただければと思っております。そこでご理解賜れば、その後その土地、建物等のそれぞれの地権者の方、関係者の方に個別にご説明をさせていただいて、除染同意をいただくというプロセスに入りたいというふうに思っております。

この説明会の順番でございますけれども、まずは富岡川の南地域から着手をいたしまして、この下にございますような本町一、二丁目、中央一、二丁目、下郡山というところから始めて、順次このような順番で説明会を実施をして、南が終わりましたらば、富岡川北にまた移っていきたいと思ってお

りますけれども、こういう形で順番にご説明をし、説明会が終わりましたら、終わった行政区から個々の地権者の方への説明を開始をしたいと。できれば個々の地権者の方への説明は10月中には入れればなというふうに思っておりますけれども、こういう形で順次行政区ごとに説明、それから同意の取得というものを進めていければというふうに思っております。

実際に、では除染作業をやる順番はどうなのかということで、その下にちょっと書いてございますけれども、基本的にはこの説明会、同意取得の順番に沿って、調ったところから除染作業を行っていくということですけれども、同意の取得については、行政区によって早くいただけるところ、少し時間がかかるところあるかもしれません。その場合には、とにかく同意をたくさんいただけた行政区のところから先に着手をするというようなことがありますので、この順番はその状況によって前後する可能性があるということでございます。

なお、この同意取得の作業、これは当然私ども職員もできるだけ立ち会いますけれども、全てを職員だけではできませんので、この請負業者、いわゆる株式会社にお願いをしております。とりあえず、富岡川南側について同意取得の業務を発注をしているところでございます。

続きまして、7ページでございますけれども、富岡町における除染の進捗ということで、これまでの進捗状況を書いてございます。まず、先行除染ということで、これは平成23年、自衛隊にご協力をいただいて、富岡町役場を除染をさせていただきました。そこを皮切りにですね、かなりの数の先行除染を既に実施をさせていただいております。この先行除染の目的でございますけれども、ここにございますように、重要なインフラの復旧、それと今後の本格除染をやる際の拠点、作業員の休憩所でありますとか、安全確保のために、どうしてもこの現場に近くに拠点が必要になってまいります。そういう拠点の整備、これを目的にこのような施設について先行的に除染を実施しているところでございます。役場、それから汚泥再生処理センターあるいは消防署、警察署、土木事務所、法務局などですね、それから総合スポーツセンター、浄化センター、それから小・中学校、一番下の下郡山集会場ポンプ場、水源施設等、これはまさにインフラ復旧のための除染ということで、これを最近発注をして、今実施をしているというようなことで、こういうところについて先行除染が完了あるいは実施中というところでございます。

もう一つ、常磐自動車道についてもですね、除染を行っているところでございます。平成25年度内に富岡インター、広野インターの間の供用再開に向けて除染を進めているところでございます。

次のページでございますけれども、今予定しております富岡町における本格除染の内容でございます。今年度発注をしておりますのは、まずは富岡川の南側ということで、対象地域を設定してございます。お配りしている地図でごらんいただきますと、この地図の太い緑色の線で囲まれた区域、ここを除染の対象地域としてございます。建物が4,500棟余り、道路、農地、森林とかなりの面積を含んでございます。

それから、この中でも先ほどの先行除染とは別に、先行実施というのを考えておりまして、この富

岡川の北側にも幾つかちょっと緑色の丸印で、集会場でありますとか、民間企業も含めてです、幾つか場所が、地点ございますけれども、これについても今回の本格除染の中で、先行実施ということでお実施をしたいというふうに思っています。その中に墓地なども入ってございます。富岡川の北については、これはまだ準備中ということで、準備ができた段階で発注したいと思っていますけれども、富岡川の北についても、建物が約4,000、農地580ということで、ほぼ同じような分量の除染対象があると、南側とほぼ同じぐらいの分量になるというふうに見込んでおります。

請負業者については、8月21日に契約いたしましたけれども、鹿島等のJVというところで業者が決定をしてございます。

除染のスケジュールでございますけれども、9ページに絵がございますが、一番上の先行除染は、先ほどの7ページで説明しました先行除染、ずっと続いておりますけれども、これが一番最後の、いわゆるインフラ除染、下郡山集会場などのインフラ除染が今年度いっぱいの予定で実施をしてございます。その下が本格除染の関係でございますけれども、事前モニタリングということで、これは川の南と北と両方、今も進めておりますけれども、事前のモニタリングについては今年いっぱい。それから、住民説明会をまず南側から着手しますけれども、9月末から始めたいと。その状況によって同意取得、そのものも10月から入りたいと。本格除染も、これは当然同意いただいてからでございますけれども、一部先ほど申し上げた先行実施箇所など、公共的な施設などは早目に着手をできると思っていますけれども、これも10月から着手をしたいというふうに考えております。

次、10ページでございますけれども、仮置き場・仮設処理施設の設置予定地に関する状況でございます。右側に地図がございますけれども、まず下側の緑色に囲まれました下のほうの南側の区域、①とつけてございますけれども、津波被災地について、まず仮置き場の確保を進めてございます。これについては、関係の皆様大変ご理解、ご協力を賜ってまいりました。毛萱行政区、仏浜行政区については、ほぼすべての地権者の皆様と土地使用に関する契約を締結をさせていただいております。また小浜行政区についても、今地権者の皆様にご意見を丁寧に伺いながら、仮置き場として使用させていただくかどうかを含めて検討しています。そこの中に仮設焼却施設、それから仮設の破碎・選別施設、そういうものも施設の予定をして準備を進めているところでございます。

それからもう一つ、北側でございますけれども、②と書いておりますけれども、深谷地区の国有林についても仮置き場にすべくですね、準備をしてございます。おおむね測量設計が終わりまして、林野庁との国有林の申請、協議をしてございます。協議が終わり次第、造成工事を進めていきたいと考えております。

この2カ所、一応確保を進めておるところでございますけれども、この2つを合わせても、富岡町全体、富岡川南、北を合わせて全体を除染をしようということになりますと、足りないという状況で今のところこの1、2を合わせて富岡町全体で必要な仮置き場のほぼ半分程度ということですのでさらにこの倍の面積が要るということでございます。これについては、この候補地を選定していく、

またいろいろとご説明をして、ご理解を賜って、何とか確保していきたいというふうに考えているところでございます。

以上が除染のご説明でございます。

もう一点、本日お時間いただきまして、近々開始をしたいと思っております片づけごみの回収についてご説明をしたいと思います。

11ページでございますけれども、本年3月25日、避難指示区域の見直しがあったわけでございますけれども、それ以降、皆様がお帰りになって家の片づけなどをされるということで、その際に廃棄物廃棄をしなければいけない家財等、いわゆる片づけごみ、こういうものが出てきております。現段階では、各ご家庭で一時保管をお願いしているところでございまして、大変皆様にご不自由、ご不便をかけているところでございます。このたび、先ほどご説明しました仮置き場、これをご理解、ご協力を賜って確保してきておりまして、当面の片づけごみの回収に必要な仮置き場の用地を確保、一部ですけれども、確保することができましたので、片づけごみの回収を始めたいというふうに考えておるところでございます。

回収地域としては、富岡町全域を回収地域としたいと思っております。

対象のごみは、ここにございます燃えるごみ、燃えないごみ、瓶類、缶類という4つの分類で、ビニール袋に入れていただくという形で回収をするということでございます。したがいまして、ビニール袋に入らない粗大ごみ、家電等については、受付センターを設置をして、その回収の申し込みの受け付けをしたいというふうに考えております。そのための受付センターの準備を進めているところでございます。

最後、12ページでございますけれども、回収したごみの対応でございますが、まず「仮仮置き」と書いてございます。回収した片づけごみは、この右側に示しております毛萱地区の一番南西部でしょうか、仮置き場の南西部に一定の区画を確保いたしまして、ここに片づけごみを仮仮置きしたいと。まずは、この赤い丸で書いてございます準備が一番早く整うこの赤丸の区域に、まずは搬入をしていきたいというふうに考えてございます。これは、できるだけ早く連絡しなくてはいけないとと思っておりますので、安全対策も短期間で実施可能なものを実施して、この仮仮置きをしたいと思っています。

では、具体的にどういう安全対策かということでございます。片づけごみの中には、ほとんどのものは、私ども放射線の量としては低線量のものと思っておりますけれども、一部高線量のものも含まれる可能性もあるということで、その辺の安全対策、これをしっかりといかなければいけないと考えております。廃棄物の飛散や不法投棄、あるいは一般の方が井戸に立ち入るということがないように、まずはこの仮仮置き場の周辺にフェンス等を設置をしてまいります。

また、片づけごみの中で、これは片づけごみの線量についてはチェックをいたしますけれども、万が一高い線量のものがあった場合には、ここにありますような放射線の遮へい対策を実施をしたいと。その対策の例といたしましては、その遮へい用の大型土のう、きれいな土が入った土のうをですね、

隔離をして、土のうで隔離をしてエリアを設けると。それをできるだけ仮仮置き場の入り口から離れた位置にそれを設けるということで、まず距離をとるということでございます。高線量のごみがあった場合には、それを低線量のごみで周りを覆うということで、線量の遮へいを図るということでございます。

また、作業中は、仮仮置き場の敷地境界の空間線量率をモニタリングいたしまして、搬入前と比べて線量が上がらないように、きちんと管理をしていきたいと思っております。

また、雨が降って、ごみの中に水が浸透するということを避ける必要がございますので、遮水性のフレキシブルコンテナにまずごみを入れますし、厚手のブルーシートなどを使いまして、ごみへの雨水への浸入というものを防止をする、こういう措置を安全対策としてとりまして、皆さんが安心して片づけごみの回収が進みますように安全対策をきちんととつてまいりたいというふうに思っています。

ちょっと長くなりましたが、一応私のご説明は以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） それでは、説明が終わりましたので、大分広い範囲にわたっていろいろありますので、ページを追って質疑をしたいと思います。

まず、2ページ、3ページ、ご意見ございませんか。

8番委員。

○8番（黒沢英男君） この2ページの除染に関する地元要望への対応等ということなのですが、「復興との連動、建物解体要望等」となっているのですが、解体除染というのは、これは先般も同じような質問を私からしたのですが、まだ対応を検討すると、解体して除染する建物については、はつきりとした、では環境省で解体除染するというような言葉が返ってこないのですが、その対応を検討するという程度に先ほど説明でなっているのですが、この質問だけ。

○委員長（渡辺英博君） 高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 私も最初の説明でちょっと触れましたけれども、富岡町におきまして以前から除染が難しいような建物について、解体をむしろすべきではないかというご指摘、ご要望いただいていることは重々承知をしてございます。今回それについて具体的な方針をお示しできていないということは大変申しわけないと思っております。これについては、これも繰り返しになってしまふかもしれませんけれども、この解体をするとしても、その解体の要件とか範囲とか、費用負担でありますとか、解体した後の廃棄物の処理でございますとか、いろんな課題がございまして、これらについてまだ十分解決策が見出しているという状況でございます。私どもとしては、この解体についての方針というものが、この富岡町の除染を全体的に進める上で大変重要であるということは十分認識をしてございます。なおかつ環境省だけではなかなか解決できない問題もあるということでございますので、鋭意関係省庁ともよく相談をしておりまして、できるだけ早くその方向性をご説明できればと思っておりますけれども、ちょっと現時点ではまだ検討中ということで、大

変お叱りを受けることは重々承知してございますけれども、現状ではそういう形でご説明をさせていただいております。今回のスケジュールの見直しの中で、きちんとこの課題というものを明確にこの中に位置づけさせていただいたということで、まずはご理解いただければと思っています。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（黒沢英男君） 除染のスケジュールということで、除染が富岡町もいよいよ始まるのかなというふうに思われるのですが、何せその辺の、富岡町には相当数解体しなければだと、もう使えないという建物が結構多いのです、相当な数になると思います。それをもう同意取得が10月の半ばから始まるわけですよね、同意取得が始まって、4月の下旬には終わるわけですね、同意が。ということで、もう除染も始まるわけですよね、同意ができた段階から。ということは、それまで環境省のほうで何ら結論出なければ、この線量浴びた、解体しなければならない建物を野ざらしにしておいて、周りだけをやるのかどうなのか、その辺のことを、まだ決められていないということは前々から、この問題はもう1年前ぐらいから言われていることだと思うのですが、まだ結論が出ないというのは、要望だけ聞き入れて、対応を検討していますということでは、ちょっともの始まるに当たって、一斉に富岡町を全域やるに当たって、それだけ残して除染するという方法をとるのかどうなのか、その辺もう一度。

○委員長（渡辺英博君） 高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） ご指摘のとおりだと思います。その辺、最終的に全体を考えれば、解体をどうするのかということがはっきりしなければ全体が終わらないというのはおっしゃるとおりでございますので、大変申しわけない、私これまだ検討すべき課題が残っているものですから、きょうの時点でいつまでにその結論出しますとかということは、ちょっと申し上げられないのですけれども、その重要性はよく認識をしているつもりでございますので、真剣に取り組んでいきたいと思います。ただ、その決断が出るまで、では除染の手をつけられないのかということになりますと、富岡町はやはり双葉郡の中でも、南相馬とか浪江とか、そういったところから比べて非常に面積、除染の対象となる家屋の数というか、農地含めて面積も大きいです、非常にある意味時間がかかるところでございますので、私どもとしては、その重要な課題であります解体について検討を進めつつ、並行して、現時点で手がつけられるところは、先行除染もやりましたけれども、例えばですけれども、農地でございますとか、道路でございますとか、その解体と直接関係ない部分も相当あると思いますので、例えばですけれども、そういうところをまず除染をするということも、地域全体の線量を下げるという意味では大変効果があると思いますし、あわせて除草もできるというようなことで、効果もいろいろあると思います。ですから、決して先延ばしにしようということではございませんけれども、鋭意検討しつつ、今できる部分については素々と一歩一歩ですね、手をつけて、とにかく目の前の仕事を片づけていくということも大変重要かと思っていますので、そういう形で並行して進めていければ大変ありがたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（黒沢英男君） わかったし、理解はしたのですが、要するに解体除染というのをしなければ同意できないとなれば、その建物は残されることになりますよね。いつまでも、いつまでも、半年、1年と、本来あればもう4月の下旬までには決めていただかないと、この除染の効果というのはそれほどあらわれないのかなという感じ受けるのですが、ぜひともその辺の解決をですね、鋭意努力していただいて、早急にお願いしたいと思いまして、要望しておきます。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

10番委員。

○10番（渡辺三男君） すばらしいスケジュール表が出てきたのですが、まず環境省さんでやること遅いですね。富岡町の除染について、8月9日ですか、入札業者決定したのが。そういう報告もなされない、工程表も今やっと出てきたところで、その工程表も、まず当初の工程表も自分たちつくった工程表、間に合わないからといって勝手に変えてくると、工程表ならないですよね、これ。本来あれば、来年度中で除染が終わるという工程表でしたが、また先延ばしになってきている。この工程表を見ますと、まずいつ終えるかわからないような工程表ですね。今言った解体除染だって、半壊以上のものは解体は決まっていると思いますが、半壊以下のもの、もう2年も前からみんな要望しているのです。その答え出さなかったら、一番解体除染を望んでいる地区から除染先行ですよね、これ。富岡の中央とか、あの近辺が一番最初ですよね。そういうことであれば、解体除染だってとっくにもう答え出してなければならない、いつまであなたたちは先送りするのですか。それで、やりいい部分からやっていこうなんていうのは除染ではないですよ。除染は、1カ所からずつともうやっていかないと除染にならないと私は思うのです。除染は、目標数値ないですから、やればやりました、はい、下がりませんでしたあなたたちは済むかもしれないですけれども、我々帰還を目指している町民のこと、あなたたち考えたときあるのですか。

そういうことから考えたら、もう2年も前から我々要望しているのですよ、解体除染、半壊以下の解体、何で答え出ないのですか。今除染に入ろうとして、除染の同意を取得しようとして、もらおうとしているときに、答え出なかつたら誰も同意書なんか判こくれませんよ、と私は思います。私自分の立場になったら、同意書なんか判こ押しません。そういう町民の気持ち、あなたたちわかって言っているのですか。では、いつ答え出すのですか、何年後に答え出すのですか、それを明確にしてください。最低でも、今から2年に食ってきたのですから、2年以内には答え出さなくてはならないのでしょうか、幾ら先延ばししたって。またスケジュールを先送りするのですか、そうでしょう。

あとは、2ページですね、24年度内に除染を実施した場合の年間積算線量の20から8とか10から5、5から3マイクロまで下げますよという数値ありますが、実績として下がっていないでしょう。やつたらすぐの実績としては下がっていても、戻ってしまうという傾向が強いですね。今まであなたたちは試験除染と称して、工法とかいろいろ検討するために試験除染をするのだと言ってやってきました

が、何かこの中身を見ますと、本格除染に入るための、入るときに必要な拠点整備だということを言っていますね。何か途中から、今回初めてですよ、そういうことを言ってきたのは。今まで試験除染と称して、我々には何の話もなくて、町長筆頭に、やる業者とどこでどういう話がまとまつたのかわからないですけれども、試験除染として数カ所やってきました。富岡なんか小学校までやりました。この小学校まで拠点にする気なのでですか、あなたたちは。本格除染に伴つての作業員の拠点にするのですか。また、文化センターも行いましたね、野球場は行ったかどうかわからないですよ、私。だけれども、そういう作業員の拠点にしようとしている施設を除染して、そこに富岡町で一番強い場所の汚染物質を持っていって保管しているのです。そんなことわかっているのですか、あなたたち。言つていること、すべて絵に描いた餅ですよ、非常に情けない、全体的なことを見ると。この工程表なんか見たって、本町、中央から始まりますね、これ。この辺が一番問題あるのですよ、解体除染に関しては。あなたたち現場見ているのですか、見てどういうふうに捉えているのですか。

あとは、この9ページの今後の除染等のスケジュールですが、住民説明会を終えて、同意書取得したところからは、10月半ばころから始めたいということですが、それだってもう少し早く進めば、その行政区単位で説明会を開きますよといつても、広報とかそういうもので周知できれば、富岡町民全體にわたるので、七千世帯と広報が行くわけですから。9月の広報は、6日くらいに発送しているのです。もう少し早ければそういうのにも載っつけられるのですよ。あなたたち、どうやって広報する気なのでですか。恐らく町の手段にのつとつて、のつかつて広報するのが、私は一番だと思うのです。何でそういう機会を捉えないのですか。全てそういう機会を捉えてやらないからおくれてきているのです。おくれれば、勝手に変えればいいやという気持ちだからこうなってしまうのですよ。そういうことは何回も皆さんに指摘されていると私は思います。

あとは、町内の回収ごみですね、回収ごみいよいよ始まるわけですが、あなたたちは、地権者にその回収ごみを置きますなんて一言も言っていないでしょう。私たちの委員会で大きな問題になったのですよ、この問題。地権者も何人かいるみたいですが、すべて我々にとっては寝耳に水なのですよ、こんなのつくつてこられても。あなたたちは、全くやることやつてないと、非常に情けないとしか言いようがないです。工程表持ってくる前から、一部の工事かかっているなんていうのは非常に情けない話ですよ。やっぱり順序を追つて工程表を提示してから、あしたからやらせてくださいとか、あさつてからやらせてくださいというべきなのではないかなと思います。富岡町は、地権者ではないからそんなの関係ないよというのであれば、それはそれで別ですけれども、ということです、私の言い分です。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○11番（三瓶一郎君） 議事進行で、これはページごとではなくて、今10番議員がやつたように一括で審査されたらいかがですか。

○委員長（渡辺英博君） それでは、各項目関連性がありますので、一括で審議したいと思います。

環境省本部長、お答え願います。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） ではまず、最初に私からお答えいたします。

全体としてスケジュールおくれている、解体についての検討がおくれているというご指摘については、全くごもっともなご指摘でございますし、先ほどの方にもご説明しましたとおり、現時点での辺について明確なお答えができないことについてはおわびを申し上げる次第でございます。解体についての重要性については、私なりに認識をしていますし、またこれからさらに現場を見て、認識を深めていきたいと思っていますけれども、関係省庁とよく相談をして、できるだけ早く結論を出したいと。ちょっとときようの時点でいつまでお答えをするということを申し上げられませんのは大変申しわけございませんけれども、それは非常に重要な課題だということは受けとめておりますので、ぜひ検討させていただきたいと思っております。

あとスケジュールについても、きょう9ページにお示ししたのは、まだ終わりがはっきりしない、まさにそのとおりでございまして、これもいろいろ叱りを受けておりますけれども、今回のスケジュール見直しについては、まずはこれまで除染を始める当初です、24年度、25年度の2ヵ年で除染を終えるという大方針がございました。これは、もう町の状況というよりも、一律にやっていくのだという大きな目標が立てられたわけでございまして、それを掲げてやってきたというところでございますけれども、それが立ち行かなくなつたということで、まずは見直しということで、26年度以降にどうしても当たってしまう市町村が出てくるということを、まず今回整理をさせていただきました。

では、実際に富岡町がいつまでにそれが終わるのかということについては、まだ十分根拠といいますか、精査ができていない、もちろん何事もこれやってみないとわからない部分がありますから、必ず100%ここまでできますということを言うことは、そもそも難しいのかもしれませんけれども、それでもやはりある程度根拠のある数字というものを出していかなければいけないということで、これも各ほかの省庁もそうでございますけれども、年内を目途に具体的なこれからのスケジュールをできるだけ明らかにして、除染計画の見直しをしていきたいと思っております。なので、きょうお示ししているこの9ページのものは、そこまで至っていない、まだはっきり終期が示していないものだということでございます。これは、これから詰めていきたいというふうに思っております。

あと、ではごみとか広報とか補足してください。

○委員長（渡辺英博君） 若松放射能汚染対策課。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（若松佳紀君） 福島環境再生事務所の若松です。

今ご質問いただいた中で、何点かお答えさせていただきますが、まず同意取得の業務が本町、中央から入ると、一番解体除染の要望が出るであろうところから入るので、それまでには解決できていないとおかしいではないかというご質問だったと思うのですけれども、先ほど高橋のほうからありましたように、まさに今関係省庁含めて議論、検討しているところなのですけれども、私どものほうでも、

やはり2年前からご要望はいただいているのですけれども、実際の具体的な状況、実態の把握というところが、やはりまだ不十分であります。その中で、この先行して同意取得入っていく本町、中央地域で、同意取得というのは、各土地や建物の持ち主関係一人一人に除染の方法をご説明して、ご要望を伺っていくというような、そういった手順を踏みますので、その中でもある程度、では実態はどういうものなのか、具体的な要望というのは、皆さん住民の方が本当に思っているのはどういったことなのかということをつかんでいきたいというふうに考えております。もちろんその結果は、各省庁での議論のほうに生かしていきたいというふうに思っております。

また、拠点除染について、拠点という話は初めて聞かれたということなのですけれども、実はこのスライドの中でいう7ページ目のスライドは、実は昨年の10月26日で除染について富岡町議会のほうに説明したときとほとんど変わらない資料としておりまして、その当時から2つほど工事を追加しているのですけれども、その際も恐らく拠点として使うということはご説明差し上げていたはずでございます。確かに小学校を拠点として使うのかというような話はあると思いますけれども、例えばスポーツセンターであったり、そういったある程度人が入りやすそうなところは、これも町とのご相談になるとは思うのですけれども、今後の復興であったり、除染の本格除染で、何とかこういった作業を進める上で活用させていただけないかと考えております。

あと1点、これまで試験除染をやっていて、最初は落ちるのだけれども、効果が戻るのだというお話をされたのですけれども、環境省のほうでは発災直後から内閣府とJAEAのほうでモデル除染というのを行っておりまして、富岡でも夜の森地域で行っておりましたけれども、そのモデル除染の効果を除染後に3度にわたり線量をはかつて評価しております、その結果を見る限りですと、除染の効果がなくなってしまう、もとの線量に戻ってしまうというところは今まで一度もございませんので、周りが汚染されている箇所であっても、ある程度の面積を除染すれば、その効果は維持されるというふうに考えております。

除染については以上です。

○委員長（渡辺英博君）

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） 福島環境再生事務所の近藤です。廃棄物の処理を担当しております。

片づけごみの回収につきまして、議会の皆様へのご説明が不十分だったこと、まずおわびをしたいと思います。逆に、説明がこれまで不十分であったところにつきましては、きょうきちっとこのような形でご説明をさせていただきたい、早期に町民の皆様お困りだというふうな声が強いものですから、回収をぜひとも始めさせていただきたいというふうに考えております。

回収については以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（渡辺三男君） まずは7ページ、作業員の休憩所なんて初めて出てきた文面ですから、あな

た、あたかも前から説明言っているようなこと言っているけれども、こういう議会の場に出てきたのは初めてですかね。そういう文書があるとすれば、ちょっと出してみてください。

あとですね、解体除染の件です、解体、半壊以下のもの、あなたの言っているのは、地権者と相対で話してみないとどういうことを望んでいるかわからないと言っているのですよね。そういうことはなくて、地権者が、持ち主が望むのであれば、解体除染をお願いしますよということを要望しているのです。望むのであれば、望まない人のものを壊してくださいなんては言っていないです。その辺ちょっと誤解しないでください。

それで、地権者と相対で除染の承諾書をもらうときに話していく決めたのでは遅いのです。もう2年たっているのですから、とくにもう答えは出でていなくてはならないのです。やりますとかやりませんとか。あなたたちは、答え出さないということは、やらない方向に進んでいるのでしょうか、違うのですか、やる方向に進んでいるのですか。もう一回、再度確認します。

あと、今の仮の仮置き場の件ですが、そういうことを言っているのではなくて、放射能が浸透しないように仮置き場であればきっちとした施工、施工しますよ、水対策でも何でもきっちとした施工しますよね。そういうものをしないがままに、例えば放射能の強い小良ヶ浜地区とか夜の森北とか、そういうところのものを持ってきておいていいのですかということを地権者が心配しているのです。そういうこと、あなたたちが地権者に言ってあるのですか。仮置き場に汚染物質を置くということは、きっちと施工したところに、場所に置くということを言っていますよね。それをやらないうちに置いていいのですかということなのです、その3点です。

○委員長（渡辺英博君） 若松放射能汚染対策課専門官。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（若松佳紀君） 福島環境再生事務所の若松です。

1点目なのですが、済みません、ちょっとこちらで再度確認しますが、初めてのお話ということでしたら、申しわけございませんでしたが、拠点除染については、私もちょうど4月からこちらの担当になっていますので、前任から聞いた範囲ですけれども、これまでも今後の町の復興に資する、そういったところをつくるという理由で除染してきたというふうに考えておりますし、もしこれが初耳と皆さんが言うことでしたら大変申しわけないのでけれども、そのように考えておりましたということをご理解いただけますと幸いです。

[「ふざけるな」と言う人あり]

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（若松佳紀君） もう一点、解体除染のお話なのですけれども、先ほどもありましたけれども、この同意取得が入る前に、国として結論が出ていないのは申しわけないと思います。ちょっと今は、いつまでにその結論出すのかというのは言えないところなのですけれども、ただ先ほどおっしゃられたように、個別に当たって、その個別の結果で決めていくというふうに考えているわけではなくて、先ほど申し上げたのは、まさに実態をもっと詳細に

つかみたいという、そういう趣旨のことでしたので、別に個別、個別で判断するというふうに考えているわけではございません。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（高橋 実君） 休議にして、マスコミを出して、かわったばっかだからよく中身わかっていない人が多いから、エア抜きしたら。

〔何事か言う人あり〕

○10番（渡辺三男君） いいよ、休議してマスコミなんか出すことないから、現実を報道すればいいのだから。

○委員長（渡辺英博君） 暫時休議します。

休 議 (午後 2時50分)

再 開 (午後 2時55分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

近藤係長、お願ひします。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） 福島事務所の近藤です。

片づけごみの仮置きについて、地権者の皆様が心配されているというふうにご指摘いただきました。これにつきましては、私どもで、さきに議員の皆様からアドバイスいただきまして、各仮置き場の候補地の地権者の皆様にご説明をする際に、片づけごみの仮置きをこういうふうな形でやりたいと、これはなぜかというと、確かに議員おっしゃるように造成をして、それからごみを搬入し出すというのが本来の姿ではあるのですけれども、その一方で、皆様の片づけごみの回収をすぐにやってほしいというふうな声も強いものですから、そういうことで両者の調整を図るという意味で、早期に実施可能な安全対策をまずはやらせていただいて、それでごみの回収を進めさせていただくと。それで並行して、その間に仮置き場の造成を進めさせていただきまして、造成が終わりました暁には、そちらに移行させるというふうなことで私ども進めさせていただきたいというふうな思いでおりますので、何とぞご理解をよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（渡辺三男君） 本会議場で、除染に際して作業員の休憩所とか、安全確保のために先行除染したことなのですが、本来であれば公共施設なのですよ、全部これ。そういう考え方であれば、町の施設ですから、作業員に貸すということになれば、請負業者に貸すということになれば、営利目的の民間業者ですから、その辺はきっちり議会に上がってこなくてはならないのですよ。上がってこないうちに、あなたたちが勝手に借りるような文面で出てくるのはおかしいでしょう。誰から借りたのですか、これ、そうでしょう。町にそういうちゃんとした要請をしたのですか、したとすればいつ

要請したのか、しっかりと教えてください。

あと解体除染も何回も言いますけれども、早急に答えを出さないと、本格除染の足かせになってしまいますよ。一番最初に入るところから足かせになったら、また工程表の先送りする気ですか、あなたたち。それで、そのくらいな安易な考えでいられたのなら困ります。あしたにも帰りたいという人がいるのだから、一日も早く同意書を取得してもらわないと。それするためには、町民から言われたら、要望されていることはきっちり答えを出してからかからないと。

あとは、生活ごみに関しては、6月議会に私質問して、町長はそれはいいことだから、ぜひ早急にやりたいと、前町長ですね、言った話なのですよ。そういう話で進んでもらったということはありがたいことです。ただ、やるべきことはきっちり、階段は一段ずつしか上れないのですから。あなたたちは、すぐ踏み外して、1段から3段に飛び越えようとするからおかしくなってしまうのです。その辺を十分今後踏まえてやっていただきたい。工程表だって、まず出たら仕事始まる前に工程表を示して、かかるといいですかというのが私は順序だと思うのです。それが、工程表が後というのにはあり得ないと思うのですよ。その辺を十分今後気をつけていただきたいと思うのです。本来であれば、町民が何人望んでいるかは知らないですけれども、5年で帰りたいとか、6年で帰りたいなんて、そんなこと思っている人は数少ないと思うのです。長ければ長引くほど、賠償金さえ出していただければいいわけですから、生活資金というのもそうですよ。そんなにばたばた、ばたばたしてやる話ではないと私は思っているのです。おくれるのは悪いとは言わないですけれども、示した以上は示した日にちを守ってほしいというのが私の言い分です。今後ひとつよろしくお願ひします。

終わります。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。

○10番（渡辺三男君） 要望でいいです。

○委員長（渡辺英博君） 4番委員。

○4番（宇佐神幸一君） 私は、今回出てきた森林のことで、前も出たのですが、前のときは余り決まっていないということで、今回一応この中で、これは3ページの中の森林・帰還困難区域等についての①番、「効果的な個別対応を例外的に20メートル」と書いてあるのですけれども、実際的に森林の場合は、家からの近い森林というと立ち木があると思うのですが、その場合、もし個人的に立ち木を切ってくれとなれば、切って処分まで可能なのですか。

それと、あともう一つ、この中にある3番目の森林全体なのですけれども、放射性物質の流出・拡散を防ぐということだと思うのですけれども、立ち木には、簡単に言えば枝があります。枝に放射線があったと、それが落っこってきます。そのときに、必ずそこを立ち木を何メートル切るのか知りませんが、立ち木の処分をしない限り、放射性物質というのはその地域は取れないと思うのですけれども、のことと、あともう一つ、前から言いました放置自動車、私の場合は空き地があって、そこで避難している方が車を置いて、それで避難された方が多いので、放置自動車があった場合、粗大ごみ

に当たるのかどうかわかりませんが、放置自動車を撤去しない限り、私の家の地域が除染できないということになった場合、うちの地域は除染していただけないのですよ。逆に、放置自動車を粗大ごみとして撤去していただけるのでしょうか、その点2点お聞きしたいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 環境省福島環境再生事務所、黒沢県中・県南支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒沢 純君） 県中・県南支所長の黒沢でございます。日ごろから大変お世話になっております。

私のほうから、今の森林のことについてお話をさせていただきたいと思います。まず、この森林の除染の問題につきましては、昨年度から富岡町さんを初め、例えば葛尾村さん、いろんなところから今のような20メートルでは足らないのではないかといったようなご指摘も数多く受けておりました。それにつきまして、まずどうしてこういう20メートルということになっているかということを若干ご説明させていただきますと、今までお話をあったかもしれませんけれども、モデル事業のとき、いろんなところでこの山林について、どれぐらいまで切れば除染の効果が上がるのだといったような試験をやっております。その結果、ほぼ10メートルぐらいで、それ以上やっても空間線量に対する効果、影響は少ないといったような結論が出ておりまして、それを勘案して20メートルというふうに決まっているというものでございます。

しかしながら、その中にありますて、現実には単なる平面ではない、非常に立体的な、言ってみれば中山間地域に特に見られるような谷間にあるような住宅、こういったところに関しては、さらにその20メートルでは足らないのではないかといったようなご議論もいろいろ出まして、それについて現在環境検討委員会というところで、昨年から始まっておりますけれども、そういうところで検討もなされております。そういうところで、ここに書いてございますように、先ほど本部長のほうから説明申し上げましたように、例外的に20メートルをより広げても実施することを可能にするといったような、今検討が進められております。

まず、そういうことが一つでございまして、あと次に、その森林につきましても、森林というか樹木ですね、樹木につきまして、どういうところで線量が高いのかということも、今までさまざま調べられております。それによりますと、まずご案内のとおり事故発生当時です、木が葉っぱがあったかどうか、これが重要な一つのポイントでございます。そういう常緑樹ですね、そういった葉っぱがあったもの等につきましていろいろ調べた結果、ほとんどの部分が現在では落葉に含まれていると、セシウムがですね、といったようなことになっております。したがいまして、まず落葉部分を撤去するというのが非常に重要であると、効果的であるといったようなことが言われております。

したがって、それを基本にやりまして、あと樹木といつてもその敷地内、つまり生活空間、庭にあるような樹木と、そこから山林のほうに向かう樹木では、生活空間としての扱いが異なりますので、家の敷地の中にあるようなものについては、余り上を切り過ぎると、葉っぱ等枝を切り過ぎると、木の成長そのものをとめてしまうことになりますので、半分を目指してです、そこまでは切ろうといっ

たようなことでやっております。そういう意味でさまざま、一応そういった実験に基づく科学的な裏づけを持って現在進められているということでございますけれども、これについては今申し上げましたように、今後もさらに検討が、今現在林野庁さんなんかと一緒にやっておりますので、そういったところも含めて、さらに検討が進められるものというふうに思っております。

○委員長（渡辺英博君）　近藤係長。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君）　放置自動車の件についてでございますけれども、この問題もかなり以前からご指摘いただいているところでございまして、大変申しわけございませんけれども、東電と国とで、まず実態把握を兼ねて調査をしようというふうなことで、今話を進めているところでございます。どのような対応が可能かというふうなことについても、その調査の結果を踏まえて検討をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（渡辺英博君）　4番委員。

○4番（宇佐神幸一君）　まず、さっきの森林の件なのですが、実際的にもし立ち木を切ってほしいと。それはなぜかといえば、私は葉っぱからどうしても来るのではないかという不安が、立ち木の中自体から葉に来て、そこから落っこってくるのではないかという町民の不安も確かにあります。実際先ほど言われたように、もしあれの場合は枝を切りますと、半分まで切りますと、実際その半分といつても、大木の場合、実际的にすごい高さになってしまう場合もあると思うのですが、その条件判断は、だから半分というよりも、現地を視察して、基本的に調査した結果という形にしていただいたほうが、半分だけでいいという基準でされても困ると思うのです。

あともう一点の放置自動車についても、前々からお話ししたときに、この委員会のときに東電でお話ししましたら、最初放置自動車については回収云々というようなニュアンスはあったのです。だけれども、後に正式にうちのほうではできませんと、実際にうちのほうはできませんという国の対応なのかなということで、今回も環境省で除染始まる前に、では東電ができないなら、では環境省さんやってくれるのですかと。実際にその放置自動車ある限り、除染進まないし、逆に帰ってきても基本的にはある程度高レベルの放置したものがそこにあるということは、町民も帰れるかということで不安があるという形が出てくると思うので、実際にもう1年以上たっているわけですね、何も検討されているとは思えないのです。ただ片づけて、私は仮置き場がまだ決まらないから答えできないというならまだ納得できます。もう仮置き場もできる、いろんなのもしていく、では放置自動車はそのまま置きっ放しにしてくれと。何か町民感情としては、これはもう置き去りにして、自然的にそこで風化させてくれというようにしかとれないのです。では、そこを貸した人は、善意で貸した人は、もう犠牲になってくれと、そこは除染しないからと言えるのですか。この2点お願いします。

○委員長（渡辺英博君）　黒沢課長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒沢　純君）　県中・県南支所長の黒沢でございます。

先ほどご説明が不足しておりまして申しわけございませんでした。樹木についてですね、2分の1まで切るということと同時に、やはり樹木の枝をどこまで切るかと、枝、葉っぱをどこまで切るかということに関しても、生活空間に対する影響がどうかということがございますので、地上から4メートルまでと、約4メートルまでは切るということで考えております。

○委員長（渡辺英博君）　近藤係長。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君）　放置自動車の件でございます。

議員ご指摘のとおり、放置自動車大抵の方は使わないというか、使えない状態になっていると思いますので、放置するのはこれは絶対できないということは、それはご指摘ごもっともだと思います。国としても、そこに放置をしたままでいいというふうなことを考えているわけではございませんのできょうはちょっと東電が対応できないというふうなことを言っているというふうなことは、初めて実はお聞きしました、私。そのあたりの事情もよく東電からちょっと聞いて、国が見捨てるということではなくて、東電と国とできちんと検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君）　4番委員。

○4番（宇佐神幸一君）　さっきの立ち木の件なのですが、4メートルってどのぐらいの高さかわかりますか。うちの後ろに10メートル以上でないと枝がないのです。なおかつ、だから現地を見て、対応の仕方において除染をしていただきたいと言っているのはそこなのです、樹木は。

あともう一つ、放置自動車については、今のところ出ないというなら、正式に東電と話していただいて、正式文書を議会に上げてください。もう毎回毎回言って、東電に行ったらやらない、こっちに来てもやらないで、そのままいきそうな感じするのです。正式文書としてできない理由を上げてください。それをお約束していただけるなら、この質問を終わります。上げていただけますか。もうこれ以上待てませんので、もう除染が始まってしまうので、上げてください。

○委員長（渡辺英博君）　どなたかお答えください。

それでは、高橋本部長、なかなか答えられないようですので、代表してお答えください。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君）　済みません。いずれにしても担当者が言うように、東電の対応について、ちょっと私ども情報が不足しておりますので、まずは東電としっかり話をして、事実関係を確認した上で、まず町の当局にご報告したいと思いますけれども、そういうことですかがでしょうか。

○4番（宇佐神幸一君）　3回終わったので、わかりました。よろしくお願いします。

○委員長（渡辺英博君）　議長。

○議長（塙野芳美君）　時間無駄になるから、人がかわったとか、都合の悪いところは申しわけありませんではなくて、今まで1年半も2年も議論してきているのだから、ちゃんとした答え出さないと話進みませんよ。こんな状態で本当に同意書とれると思っているのですか、それともあなたたちは、

除染してあげると思っているのですか。もうちょっと真剣に、真面目な答えを返してもらわないと、お互いに時間が経過するだけで、議論が深まりませんよ。いろんな組織をつくって、あれやる、これやると言っているけれども、実際縦横の連絡もとれていないし、それって今ここに来て、それは聞いていなかつたとか知らないとか、申しわけありません、そんなのでは話にならないから、もうちょっと真剣に答えてくださいよ、そのように委員長、指導してください。

○委員長（渡辺英博君） それでは、ただいまの議長の意見に対して、環境省を代表して高橋さん、しっかりとお答えください。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 私ども不十分なご説明で大変申しわけございません。今の議長のご指摘を踏まえて、できるだけ議論が深まるように誠実に対応したいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（黒沢英男君） 2ページだけで終わったのですが、最後の12ページに、片づけごみの回収ということで、片づけごみの仮仮置きということで、近藤さんのほうから地権者に説明したと、何らかの契約とか、その前の説明、2回しか私は会っておりませんが、そのとき説明をされたと。仮置き場の造成が終わるまで、家庭用のごみは仮仮置き場に振るということを説明したというような説明ありましたけれども、10番委員に対してそういう説明されましたけれども、そういう説明は一切していませんよ。何ら説明なしに、私別にこの家庭用のごみを仮置きしてはだめだとか、仮置きしてはだめだと言っているわけではないです。説明がちゃんとされていないから地権者は心配するのですよ。それで、本来であれば16日から富岡町の家庭用ごみを搬出するということを、回収するということを言っていましたけれども、これは委員長が我々の委員会でとめましたけれども、そういう事前の話が何ら地権者にも説明なしに、8月の何日かわからないのですが、区長会で説明したとか何か言っていましたけれども、我々議会に対して、地権者に対しては何ら説明なかったですよ。私もこの契約書預かっていますが、契約書の中にも何らそんなことは書いていないですよ。本来であれば、仮仮置き場するに当たっても、事前にその置き場の事前モニタリング調査をしなければならないですよ、これ書いてあるでしょう、説明書の中にですね、「搬入前と概ね同程度の水準になるように管理します」と説明するときに、搬入前にモニタリング調査をするということを言っていましたですよね。実際はやっていないでしょう、調査した結果わかるのだったら、提出してください。その辺から。

○委員長（渡辺英博君） 近藤係長。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） まず、地権者様にご説明をしていないではないかというふうなご指摘だったと思いますけれども、契約書のほかに、私ども地権者様にご説明をする際に、説明資料の1枚の紙というのをお渡しをして、それに対して逐次ご説明をさせていただいております。その説明資料の中に、仮置き場の本格造成前に、片づけごみのこのような仮仮置きをさせていただきたいというふうなことはうたっておりまして、その内容を地権者様にご説明をさせていただいているというふうに認識しております。議会の皆様に対して、このよ

うな形で細かくご説明をさせていただいているのではありませんのは、議員ご指摘のとおりだと思いますので、改めて謝罪をさせていただきたいと思います。

それから、ごみの搬入前にモニタリングをやらなければならないというふうなご指摘がありました。これは、まさにそのとおりでありまして、この管理のために、搬入後と搬入前が同程度の水準になるように管理をするというふうなことを私どもご説明をさせていただいておりますので、片づけごみの搬入前に必ず調査をさせていただきたいと。今現在調査をしているかというふうなことでいえばしておりませんけれども、ごみの搬入を開始する前にですね、必ず調査させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（黒沢英男君） 私の、現在環境省からいただいた、環境省福島環境再生事務所の書類の中に、一言もそんなことは書いていないですよ、説明したなんていう。ただ、廃棄物等の仮置き場、仮設処理施設の用地として使用するために、土地使用と土地使用に関する補償契約を締結させていただきますという文書だけですよ、これは。この中にそんな、家庭用ごみが事前に仮置き場に搬出するとか何かという何のあれもないですよ。この書類がそうでしょう、あなた言っている、この1枚の書類がそうでしょう、これのどこに書いてあるのか。あとは補償金を支払いますということだけで、期間と、この中の説明の中に、そういう富岡町の家庭用ごみを一時的に仮置き場に搬出すると、この搬出すること自体私は異議は申しませんが、一時仮置きだから、先ほど10番議員が言ったように、いい加減な処理をされては困るということなのですよ。この説明書の中の一番最後の、線量の強いごみは、例えば夜の森とか小良ヶ浜とか、そういう線量の高いごみは下に置いて、その線量の低いのを上に重ねるから大丈夫だろうなんていうことを書いてありますが、そういうやり方で、ですけれども、この排水とか何かとかいろんな面で完全な仮置き場ではないですから、簡単に考えてもらっては困ります。だから、事前モニタリングもしないで16日から家庭用ごみをその仮置き場に持っていくなんていうことはとんでもないことですよ。完全にやることだけやってから、説明してから、やはりそれは準備段階としてやるべきことはやって、それからでは仮置き場に持っていきますとか何かという文書で流さない限りは、誰一人地権者はわかっていないでしょう、理解していないのですよ。8月の末か何かに、産業厚生常任委員会でこの件が説明されて初めてわかったことで、何らそれまで説明なしに、この事前モニタリング調査もしない、ただ草刈りだけをやって、その上に厚手のブルーシートを敷いて、置きますという程度では、これは住民は納得しないでしょう。雨が降るし、風も吹きますから、簡単に物事を、その辺考えていただかないと、なかなか前に進むことはできませんから、その辺もう一度近藤君、よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 近藤係長。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） まず、地権者様にご説明をしていないというふうなことでございますけれども、今委員お持ちの資料が私の申し上げてい

る資料ですが、その一番最後にですね、確かにこの仮置きをしますというふうなことは書かれていると思いますので、もう一度ご確認をいただければと思います。

それから、議会に何も説明をせずに始めようとしていたというふうなご指摘がありました。これは説明不十分だったというふうなこと、また改めておわびを申し上げたいと思います。

それから、繰り返しになりますけれども、事前のモニタリングにつきましては、ごみの搬入前にしっかりと行わせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上になります。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（黒沢英男君） この用紙のどこに書いてあるのか、一番最後の部分ということ言ったのですが……

○委員長（渡辺英博君） 暫時休議します。

休 議 (午後 3時23分)

再 開 (午後 3時24分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

ただいまなかなか議論も環境省さんも含めて、答え持ち合っていない部分もありますし、非常に大事な部分でございますので、改めてこの問題は仕切り直したいと思いますが、皆さんいかがですか。
9番委員。

○9番（高橋 実君） またこれは、国のはうの環境省も今後本格除染とか、いろいろなスケジュールもあるだろうから、9月の定例会中に最終日でも議長と調整して、その中で早目を開催できるのであればしてもらったほうがいい。

○議長（塙野芳美君） その方向で日程を合わせてご相談します。

○9番（高橋 実君） 終わります。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（早川恒久君） 仕切り直しということなのですが、今回環境省、復興庁の方いらっしゃっているのですが、たびたび同じ質問が毎回繰り返されて、本当に時間の無駄だというふうに思っているのですけれども、中央のはうからもっと上の方に来ていただかないと、この我々の質問にお答え、はっきり言ってできていないわけですよね。もっと上の方を連れてきていただいて、そこでしっかりと答弁いただかないと、また次やったとしても同じことの繰り返しだと思うのです。その辺に関して、本部長どのようにお考えですか。

○委員長（渡辺英博君） 高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 高橋でございます。

また次回ということであれば、また改めてご説明に上がりたいと思いますけれども、今の件はちょ

っと持ち帰って検討させていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（早川恒久君） いや、検討するだけではなくて、ちゃんと連れてきてくださいよ、中央から。でないとらち明きませんので、しっかりとその辺国のはうに伝えてください。

○委員長（渡辺英博君） 高橋本部長。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） ご指摘の点は、しっかりと本省のはうに伝えていきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塚野芳美君） 誘導質疑ございましたけれども、まず基本的にちょっとはき違えているところがあるのかなと私思っているのですが、除染と、復興庁は各省庁の連絡調整ということでございますが、賠償、これは表裏一体の関係なのですね。ですから、例えば解体除染とか意見出ましたけれども、その費用分担は国の責任でやってちょうどいよということは、再三富岡町も含めて要望していたわけなのです。この点が1点と、あと例えば文科省の参加の委員会で、原陪審の見直し進めておりますが、例えば解体除染の前に、全然納得できないような、今のような数字そのまま出してくれれば、いや、証拠物件がなくなりますから、本当は解体除染したいのですが、解体はできませんよということになりますので、その辺も含めてですね、みんな関連していますので、復興庁さんはどのような考え方、その辺連絡調整に当たっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 次長。

○復興庁福島復興局次長（高橋直人君） 高橋でございます。

今まさに委員長ご指摘のとおり、復興庁といたしましては関係省庁の間に立って、そのあたりの住民の方々のご意見、ご要望等を伺いながら調整を進め、できるだけいい方向に持っていきたいというのが、今現在考えておるところでございます。抽象的な回答になって申しわけございませんけれども、現在そのように考えて調整を進めていきたいと思っております。

○委員長（渡辺英博君） それでは、先ほど皆さんのご意見にありましたように、この問題は日を改めて、それで事務局で環境省なり、復興庁を通じまして持ち帰って。

○議長（塚野芳美君） 委員長、ちょっと待って。

19か20日にこの議会を持つ時間都合つけたときに、関係省庁対応してくれるのかどうかだけ確認しておいてください。

○委員長（渡辺英博君） 本庁の定例会の中で、19、20日、そのあたりで環境省さんで日程の都合がつくのかどうか、その辺確認したいと思います。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） そういう日程が候補だということであれば承つて、調整をさせていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（渡辺三男君） これお願いなのですが、みんなと同じようなお願いですけれども、この中身に関連するいろんな諸問題がいっぱいあると思うのです。じっくり時間とてくれるならば、そういうこともいっぱい聞きたいことがありますので、除染に関してとかいろんな問題点を幅広く検討していただければありがたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 5番委員。

○5番（渡辺光夫君） 今いろいろ出尽くしたと思うのですけれども、基本は仕事というのは、仮だろうが、本設だろうが、本設でやるという扱いをしてもらわないと、こういったいろんな問題が出ると思うのです。どんなものでも、仮施設だから、仮設備だから、仮置き場だからといって、それは本設ですよね、ごみを扱うわけですから。そういう基本を忘れないで、ぜひ処理できる体制をつくっていただきたいというふうに思います。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

それでは、ただいまありましたように、19、20日の中で環境省さんと事務局と連絡とって、この問題はそこで取り上げたいと思いますので、付議事件3につきましては、以上で終了したいと思います。

環境省の高橋康夫さんを初め、復興庁の高橋直人さん、大変お疲れさまでした。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 3時31分)

再 開 (午後 3時34分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

その他を議題といたします。

執行部の皆さんから何かございますか、その他の件で。ございませんか。

なければ、委員の皆さんからございますか。

議長。

○議長（塙野芳美君） 座ったままでちょっと、マイクが遠くなりながらさせてもらいますけれども、前にちょっとだけお話ししたのですけれども、東京電力福島第一原子力発電所被害市町村連絡協議会、通称13市町村会があるのですけれども、この場でも言われているし、それから原子力発電所の所在町協議会の中でも言われているのですけれども、要は福島県にある原子炉の全基廃炉、これの意見書の決議をしてほしいという話があったのです。実はその方向で、今回9月のあれで皆さんにこの場で諮っていただいて、その方向で決めていただきたかったのですけれども、そこで若干申しわけないのですけれども、白紙にしてほしいのです、結論から言うと。というのは、楳葉の議長がかわったものですから、以前の4町の議長の中ではその方向でいいとあったのです、全基廃炉だよというあれを各議会で議決しようということであったのですけれども、あしたなのですよ、あした4町の議長が集まって、その方向で、ですから9月にやるか、12月にやるか、やっぱり4町一遍にやろうと。ちょっと13市

町村のほうには合わせられませんけれども、少なくとも立地4町ですから、4町のほうでそういう議決をしたいので、皆様の意見を聞きたいのと、それって9月にやるか12月の議会でやるかは、ちょっとこの流れの中で、あしたの会議の結果で決めさせていただきたいのですけれども、お諮りください。

○委員長（渡辺英博君） 11番委員。

○11番（三瓶一郎君） ただいまの議長の説明どおり、議長に一任したいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（渡辺三男君） 議長に一任する前に、みんなの意見を聞かなくて、こうやって一任して10基全部廃炉の同意書に賛同しろって……私はいいですよ、ただほかの皆さんいろいろ意見あると思います。

○委員長（渡辺英博君） それでは、なかなか時間もないのですが、重要な問題ですので、各委員意見1回ずつ、この件について何かあればお願ひします。

○11番（三瓶一郎君） それぞれ意見聞いているのではなくて、私の提案に対して賛成か反対かを聞けばいいのではないか。

○委員長（渡辺英博君） それでは、お諮りいたします。

ただいまの廃炉の件でございますが、議長に白紙委任するのかどうか、その件を賛成の方は挙手をお願いします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 9月の議会で議決をするか、12月の議会で議決になるかは、その結果によって変わるので、その部分はお任せいただきたいということで、あの3町の方向性は、もう要望書として上げたいので、要望事項でも廃炉で上げたいので、ですから各4町が議決をしてほしいということです。

○委員長（渡辺英博君） ただいま議長から説明がございましたが、あしたの会議で方向性が決まりますので、9月になるか12月になるかわかりませんけれども、ただいま議長のお話あった方向で賛成なのか反対なのか、挙手をお願いしたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） それは9月にするか、12月にするかわからないですが、あしたの議長会の中でその方向性を決まるということなので……

○議長（塚野芳美君） ですから、廃炉なのです、要は皆さん言っているのは。廃炉の意見書を議決して、それで要望書なんかにも書き込もうということで、ですから議決をいつするかが、9月の議会か12月の議会か、その2点です、ですから、廃炉の方向、9月か12月のいずれか、それで異議あるのかどうか諮ってください。

○委員長（渡辺英博君） まず最初、廃炉で異議があるかどうか、皆さんにお諮りしたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 暫時休議します。

休 議 （午後 3時39分）

再 開 （午後 3時45分）

○委員長（渡辺英博君） 再開いたします。

ただいま議長に一任ということで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

○委員長（渡辺英博君） それでは、賛成多数ですので、議長に一任することに決します。

そのほかその他ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、以上で原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午後 3時45分）